

平成26年第1回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成26年 3月 5日
 本日の会議 平成26年 3月 7日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 酒井 通博 君	議 事 課 長 浜野 洋子 君
参 事 中山 庄治 君	

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君	建 設 部 長 日野 勉 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 吉村 邦彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君	生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君
教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君	政 策 推 進 室 長 荒木 重臣 君
総 務 課 長 古賀 洋 君	財 務 課 長 宮崎 望 君
管 財 課 長 山下多喜男 君	税 務 課 長 田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長 中村 文彦 君	企 画 課 長 松浦 篤美 君
地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君	都 市 整 備 課 長 道端 和彦 君
管 理 課 長 森 浩平 君	農 林 水 産 課 長 浜口 務 君
福 祉 課 長 西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君	住 民 課 長 村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 帯田 由寿 君	水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 浦川 圭一 君	会 計 課 長 酒井喜代彦 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	監 査 事 務 局 長 村田 和則 君

会議録署名議員

19番 吉岡 清彦 議員

20番 竹中 悟 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時56分

平成26年第1回長与町議会定例会

議事日程（第3号）

平成26年 3月 7日（金）

午 前 9時30分 開議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	—	一般質問	

(開会 9時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告順10、堤理志議員の①地域経済の振興について、②公共交通政策の今後の取り組みについての質問を同時に許します。

16番、堤理志議員。

16番

(堤理志議員)

皆さん、おはようございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。私は2点質問いたします。

まず、1点目の地域経済の振興について質問いたします。

本年4月から消費税が8%に改定となり、来年は10%への改定が予定されています。消費税は御承知のとおり、所得の低い人ほど負担が重くなる逆進性の税制です。住宅や自動車などの販売は伸びていますが、これは税率改定前の駆け込み需要と言われていています。また、大企業、輸出企業労働者については一定の賃上げが実施されるかもしれませんが、中小下請業、県民所得が全国最下位水準の長崎県全体の経済活動や住民生活上の景況感は楽観できる状況にはないと考えております。

そこで、26年度、本町が実施を考えている経済対策、地域振興策はどのようなになっているのかを質問をいたします。

2点目の質問として、公共交通政策の今後の取り組みについて質問をいたします。

町の基本計画では、地域公共交通の充実を掲げ、バス交通の充実、地域公共交通体系の整備、利用促進を課題としています。この間、同僚議員からも質問が出され、総務常任委員会でも担当所管における検討状況を確認してまいりました。今回、改めて以下について質問をいたします。

1点目、公共交通政策についての町の基本的な考え方、2点目、現在の検討状況、3点目、今後の実施計画、以上、よろしく願いいたします。

議長

(山口経正議員)

町長。

町長

(吉田慎一君)

皆さん、おはようございます。きょうは3日目、最初の質問者であります堤議員の質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

1点目の御質問について、本町が実施を考えている経済対策、地域振興策はどのようなになっているのかにつきましては、日銀長崎支店が発表いたしました1月の金融経済概況では、県内景気について穏やかに回復しつつあると総括し、基幹産業の造船業で生産に持ち直しの動きが見られることに加え、雇用者所得を下げどまりつつあると判断したことが要因との見通しを示しております。

しかしながら、本年4月からの消費税の引き上げの影響や今後の動向など、

まだまだ不透明な点が多い状況であるものと認識しているところでございます。

そのような中、長崎県においては、長年の課題であった人口減少や1人当たりの県民所得が低迷する現状の打開のため、力強い産業を育て、働く場を創出し、地域に活力を取り戻すため、県民所得向上に向けた各産業分野における取り組みを推し進めているところでございます。

本町における平成26年度実施予定の経済対策につきましては、商工業者に対しての小規模企業振興資金などの低金利による融資制度、公共事業における地元業者指名への配慮、小規模修繕等契約希望者登録者制度、プレミアム商品券の発行支援、地元商品券を活用した住宅用LED電球等導入費補助制度の実施、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業での地域情報等発信事業や長崎地域雇用創造協議会による雇用創出事業、農林業関係では、かんきつの品質向上を目的としたブランド商品生産対策事業によるマルチ資材等の購入助成事業や優良品種更新事業による優良苗木等の購入助成事業、農産物直売所での販売を目的とした畑作物拡大事業による野菜、花卉苗の購入助成事業、水産業ではヒラメなどの稚魚放流事業や漁場となる浅場の海底耕うんやアオサの除去等を行う水産多面的機能発揮対策事業などを予定しております。所要の予算につきましては、今議会をお願いをしておるところでございます。

2番目の1点目の御質問についてでございますが、今後の高齢化の進行を見据え、町として町内間の公共交通路線の充実と路線バスで対応できない地域についての対策が必要となってくるものと考えております。

その手法につきましては、まず、既存路線バスによる対応として、目的地をどこにするのか、そこを通るバス路線や時間帯の変更などをバス事業者と協議し、次に、路線バスで対応できない地域につきましては、コミュニティーバス、乗合タクシー等の導入を検討をしていかなければならないものと考えておるところでございます。

2点目の、現在の検討状況についてでございますが、現在、榎の鼻土地区画整理事業及び関連道路の整備が進められており、完成後の、この地区を含んだ形でのバス路線について運行事業者との協議を行っているところでございます。また、あわせて、本町におけるコミュニティーバスの実証運行について、路線ダイヤなどの協議を進めているところでございます。

今後の実施計画です。3点目でございますけれども、先ほど述べましたとおり、路線バスのあり方やコミュニティーバスの実証運行につきまして、関係機関との協議を含め検討を進めてまいりたいと存じております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤理志議員)

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、ことしの正月の長崎新聞の記事なんですけれども、これたしか元旦付だったと思うんですけれども、ことしの4月に消費税率が5%から8%に

引き上げられるのに関し、十八銀行系のシンクタンク長崎経済研究所は県内の企業と家計の動向を探る初の大規模調査を実施、こういう記事が掲載されておりました。結論から申し上げますと、消費者の7割が今のうちから節約していくというふうな回答を寄せているということで、平たく言えば、消費者は恐らくこの消費税の税率アップの前後、特にこの税率アップ後は節約傾向に動くであろうというふうに分析したものであると、私はそのように認識をしております。つまり、今後、いろんな一般消費者の購買力が低下していくのではないかとというふうに非常に心配をしております。

5日の日に町長は施政方針を公表いたしましたけれども、この中で、アベノミクスで景気回復の兆しが見えている、しかしながら、消費税率改定の影響もあって、景気回復の実感は一部分にとどまっているということですね。地方の経済活性化が図られるよう期待するところであるというふうな文言が書かれてありました。同じこの施政方針の中の経済対策、地域振興策の部分に目を通してみますと、前文読み上げますけれども、商工業の振興につきましては、町内事業所の経営安定のため、商工業と連携を図りながら必要な施策を講じてまいります、このように書かれてあります。

私はちょっと残念だったなと思ったのは、この商工業の振興について非常に短く書かれてあるということです。冒頭も言いましたように、これから消費の落ち込みが大変心配されているという状況がある中で、この地域振興策については商工業者と多分商工会を中心に必要な施策を講じていくということのみであったということで、もう少しいろんな景気浮揚策を打ち出していくのかなと思いましたが、そういう点でいえば、今アベノミクスを支持する支持しない、いろいろ考え方はあると思うんですよね。私はアベノミクスではなかなか地方に波及するのは厳しいんじゃないかという考え方なんですけれども、それでもやはり景気を回復してほしいというのはアベノミクスの支持するしないにかかわらず、もう全国民、全町民の思いだというふうに思うんですけれども、そういう町民の期待するところと今回の施政方針の経済活性化の意気込みぐあいっていうものが、非常にちょっとギャップがあるんじゃないかというふうに私は正直感じたんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員指摘されているごとく、私もこのアベノミクスということにつきましては、ことし4月から始まる消費税8%、来年10%というような流れからいくと、うまく乗り越えてほしいなというような気持ちであります。

ただ、今まで日本の経済、10年以上も●オオotteおいたこのデフレ基調という、この部分のムードが変わったと、この部分はアベノミクスの評価ができるんじゃないだろうかと思います。

ただ、先ほど言いました自主的な経済成長というのは、この4月の消費税アップ後の状況も踏まえながらやらなくちゃいけないんだろうと思いますけ

れども、我々としてはこの経済の活性化、地域の商工の振興というのは、引き続ききちんと受けとめてやっていかなくちやいけないものだというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

それでは、次ですね、先ほど町長のほうから、今年度といいますか26年度ですね、考えている経済対策ということで幾つか発言がありましたけれども、ずっと見てみますと、例えば資金の融資であるとか指名で優先的な発注をすることもろもろ、それから農業についてもマルチの補助とか優良品種、直売所等々聞いておりますと、これは昨年度といいますか、例年実施されている経済対策、変わらないんじゃないかと思えますけれども、そういう点でも、ちょっと変化が見られないなという気がするんですけども、今述べられたのは従来型の従来どおりの対策であるというふうに思えます。これと別に、違う形での、そういう経済が落ち込む可能性がある中で新しい購買力の発掘といいますか、そういう対策は検討されないのかと、このあたりはいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
地域政策課長。

地域政策課長 (大津鉄治君)

今後の具体的な振興策ということでございますけれども、例年、地元の商工業の振興につきまして地元の商工会の皆さん方とも協議をしながら、あるいは経済活性化のための施策を庁舎内部でも協議をしながら振興策について具体的にさせていただいております。

ただ、26年度につきましては、現在、先ほど町長が答弁をいたしました対策をまず打たせていただきたいというふうなことで考えております。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

今後の経済対策については、またちょっと後で触れたいと思えますけれども、この間の同僚議員との一般質問のやりとりの中で、また町長の施政方針の中で、例のイオンタウンの榎の鼻の問題がいろいろと出てきておりまして、私もこの点についてちょっと1点確認したいというか、ちょっと疑問に思う点があるので質問させていただきます。当然経済の活性化についての内容であります。

町長のコンパクトシティー構想についてのこの間の説明、それからコンパクトシティー構想検討委員会の検討、これらの中で、榎の鼻に予定されている商業施設と既存の中央商店街、これを動線で結ぶことによって一体的に活性化が図られていくのではないかというふうな御説明であったかというふうに思いますが、町としてはそういう考え方であるという理解でよろしいのかどうか、いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
企画振興
部 長 企画振興部長。

議 長 (山田譲二君)
16番 ただいまの御質問につきましてですけれども、コンパクトシティー構想の
こちらからの諮問、それから御意見等を踏まえまして、今、議員おっしゃっ
たような考え方の御意見も強いし、また町側としましてもそのようなまちづ
くりを目指すべきだという形で考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
16番 堤議員。
(堤 理志議員)
そういう説明だろうと思うんですけれども、一方で、コンパクトシティー
構想委員会の提言というのを見させていただきますと、この中で図書館の
候補地についての2カ所の候補地がありまして、それぞれメリット、デメリ
ットの比較が掲載がされております。これはあくまでも図書館のことであり
ますけれども、図書館の位置というのは御承知のとおり、あそこの榎の鼻の
区画整理の中の図書館用地、それから商業用地というのは隣接、ほぼ同じ場
所と捉えてお聞きしますけれども、この比較表の中で榎の鼻の場所のデメリ
ットとして書かれてあるのが中央商店街を含む中心市街地の活性化に資する
効果が不透明というふうに書かれてあるんですよね。ですから、一方では活
性化するといいいながら、提言のほうでは一方で活性化に疑問符につけてい
るところがありまして、ここをどういうふうに私も理解したらいいのか
なというふうに考えているわけなんですけれども、このあたりはどう町とし
て考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
企画振興
部 長 企画振興部長。
(山田譲二君)
昨年11月に出されました提言の中身につきまして、新図書館の建設用地
の比較としてメリット、デメリットということで意見を集約させていただい
ております。その中におきまして2つの大きな候補地というのを最後に比較
をしていただいたという形でのデメリットになっておりますけれども、いわ
ゆる2つの候補地といいますのは、今の農協支店、集荷場も含む敷地、これ
は民有地でございますけれども、そこ、そして、榎の鼻の保留地の2つでご
ざいまして、その地形的に考えた場合に今の中央地区商店街地域、ここの
効果を比較した中で、より今の農協のほうが場所的な流れとしては、平地で
もありますので、そこの流れとしてはそちらのほうの効果が強いというよう
な御意見が多かったということでございます。したがって、2つの候補
地の中でそういった比較をされたということでございます。

議 長 メリット、ほかにもデメリットがございますけれども、その点につきまし
てはそのような御意見になっていたということでございます。以上ござい
ます。
(山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤 理志議員)

この点については、また今後も議論ができる場がありますので、この程度でとどめておきたいというふうに思います。

また、なかなか経済効果の波及については、言われるようにいろいろと難しい問題もあるんじゃないかという点は指摘をさせていただきたいと思います。

それから、次ですけれども、この間、地元経済の活性化対策として取り組んできた住宅リフォーム助成制度についてお伺いをしたいと思いますが、24年度、25年度で住宅リフォーム助成制度を実施してきました。この町としての総括ですね、どのように実績を取りまとめていらっしゃるか、この点をお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

地域政策課長 (大津鉄治君)

住宅リフォームの実績でございますけれども、件数から申し上げますと、平成24年度、交付決定件数が63件、確定件数が62件、補助金額といたしましては493万7,000円、工事費総額、税込みでございますが7,185万6,000円、約7,200万、25年度実績といたしましては交付決定件数が118件、補助金額といたしまして994万9,000円、工事費総額1億4,969万4,000円、約1億5,000万ということで、一定の経済効果があったものと考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤 理志議員)

24年度としては町として準備した予算がたしか500万であった、効果が見られたので、25年度はその予算を倍額して1,000万の予算で事業を実施して、ほぼ予算は使い切って、さらに町として予定した予算の約十四、五倍の経済効果といいますか、そういう波及がなされたということで、町としては効果があったんじゃないかというふうな、そういう総括ではないかというふうに思います。

それで、この事業を通して、例えば地元の事業者の反応、評価、あるいは利用した消費者の反応、評価について、何かつかんでいることがあればお示しをいただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)

地域政策課長 (大津鉄治君)

町内事業者の反応ということでございますけれども、平成24年度、件数、先ほど申しました62件のうちに町内に本社を置く町内事業者と申しますか、の受注が24社で41件ございます。25年度は118件の決定件数のうち35社、71件の受注をされております。

議 長 (山口経正議員)
 16番 堤議員。
 (堤 理志議員)
 そうですね、ちょっとお伺いしますけれども、これは今度の新年度予算の中身に入っていくわけにはいきませんので予算の論議はするつもりはありませんけれども、予算書を見させていただく範囲では、当初のほうにはこの住宅リフォーム助成っていうのは継続は予算としては盛り込まれていないんじゃないかというふうに思いますけれども、そこで、長崎県内で昨年度も実施して、そして今年度も実施する自治体が幾つかあると理解しておりますけれども、このあたりの状況はつかんでいるでしょうか、今年度も引き続き実施する自治体はどこがあるのか。

議 長 (山口経正議員)
 地域政策課長。
 地域政策課長 (大津鉄治君)
 平成25年度に実施をいたしました県内の市町でございますが、7市1町でございます。それで、26年度実施予定をされるというふうなところが7市ということで把握をいたしております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
 16番 堤議員。
 (堤 理志議員)
 ということは、かなりの自治体が引き続いてこういう住宅リフォームという形で景気の浮揚を図っていくというふうに、そういう施策をやっているというふうに理解をいたします。
 ところで、県も昨年でしたか、県の住宅性能向上リフォームという、そういう事業を実施しましたけれども、これはちょっと私、申しわけない、情報がまだ集まってないんですけども、県のほうはこの制度は26年度も実施するかどうか、このあたり、つかんでらっしゃるでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
 管理課長。
 管理課長 (森 浩平君)
 回答申します。県も3月議会にかける予定と聞いております。ただ、割り当てがどこどこ、去年は県のほうから長与町の金額は幾らだよという割り当てが来ておりますが、まだそういうのが来ておりませんので、はっきりした数字というのはつかめないんですが、今年度並みだろうということを聞いております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
 16番 堤議員。
 (堤 理志議員)

県のほうも、この住宅性能向上リフォーム支援事業という制度を実施いたしました。この県の事業を見てみますと、バリアフリー型とか安全型、省エネ型、防災型ですかね、こういう幾つかの条件に該当するというのが条件になってまいります。

それで、そこでちょっとお聞きしたいのは、こういう県の制度と町の制度の違いによって、この長与町の地元業者の受注に差があるのかないのか、このあたり、研究をされたことはあるかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
管理課長。管理課長

(森 浩平君)

県のリフォーム、住宅性能向上リフォーム支援事業ということで、昨年度、長与町の業者が14社っております。ほかに29件の申し込みがありまして、14社が長与町の業者であります。だから、県下に本社がある分ということで県のほうは考えておりますので、その29件のうちの14社が長与町の業者ということで、十分効果があると思っております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤 理志議員)

そうですね、それで私も自分なりに、例えば県がやるんだから町はいいんじゃないかという意見もあろうかというふうに思いまして、じゃあ本当に、特に問題がなければそれでも構わないわけなんですけど、私なりに見てみますと、例えば畳が古くなったから畳を新調しようか、あるいは表がえをしようかとか、あるいは壁が、壁紙ですね、これが古くなったから張りかえてみようか、あるいは建具を取りかえる、張りかえる、そうしたときに、この県の住宅性能向上リフォームですとバリアフリーでもないし安全、省エネ、防災型でもないということで、これは多分該当しなくなる。となりますと、町の住宅リフォームでは受注できていた地元の業者さん方が県の事業になることによって仕事につれなくなる、こういう問題もある。特に長与町の場合は特質的なこととして外構工事もこれはできるということでありまして、このあたりも非常に受注というものは難しくなっていくということで、このあたりが私は違ってくるんじゃないかというふうに見ております。

それから、もう1点お伺いしたいのが、国のほうも住宅リフォーム助成を制度化していこうという動きがあるやにお聞きしておりますけれども、この点について情報があればお伺いをしたいと思います。もちろん国がやるということについては、これまでの各自治体、あるいはいろんな住民方からの評価等々がこうした成果につながっていったということで一歩前進だとは思いますが、国のこの制度について情報があればお聞かせをいただきたいと思いますが。

議 長 (山口経正議員)
管理課長。

管理課長

(森 浩平君)

今の段階では国の情報を把握しておりません。

議 長

(山口経正議員)

堤議員。

1 6 番

(堤 理志議員)

26年度の国の予算の中で長期優良化リフォーム推進事業ということで、どうも検討が今、検討といいますか、そういう方向で進んでいるという状況であるようです。まだ町としても把握していないということですが、何か聞いたところによりますと、具体的な基準を今後策定していくということで、まだ町のほうにはそういった通知なり連絡が来ていないのかもしれませんが、この中も国土交通省なんですかね、住宅局の説明によりますと、いろんな先導的な取り組み、先取りしたいろんな取り組みをする、そういう住宅リフォームについて助成をするということでありますので、これも恐らくこれまで町がやってきた住宅リフォームと比較しまして、なかなか町内の事業者が受注するというものについてはハードルが高くなるんじゃないか。もちろん今後の具体的な内容を見てからじゃないとわかりませんが、恐らく県の取り組んできた制度に近いようないろんな制限、ハードルがあるように、そのように考えております。こうした状況の中で、やはり私としては住宅リフォーム助成制度というのは経済対策として必要ではなかろうかというふうに思います。

この間、総務委員会の中でも私や河野議員も一般質問等々でやりましたけれども、それ以外の、例えば総務委員会の中で同僚議員が、あるいは本会議の討論の中で複数の同僚議員も、この住宅リフォーム助成制度を効果があつてんだから継続すべきじゃないかというふうな発言をしております。私が直接知っている範囲でも4人の議員が経済効果があつてんだら継続していいんじゃないか、継続すべきではないか、こういう発言をいたしております。こういう議会からの意見というものの、やはり一定の重みというものがあんじゃないかと私は思うんですけれども、町長、いかがお考えでしょうか。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田慎一君)

この住宅リフォームにつきましては、24年、25年ということでございます。当初、これの話が起こりましたときに、私たちは24年1年やろうか、25年の2年やろうかということ考えておりました。それは、これは長期的ではなくて、いわゆる刺激策、カンフル剤という形で町内の経済の活性化というふうに考えております。カンフル剤ですので、ずっとやっておりますと効き目が薄くなってくるわけでありまして、私たちは一応この2年間やったわけで、非常に所期の目的が達成されたというふうに思っております。

そして、これは引き続き、また時候を見てというふうになりますけれども、幸いに県のほうからの助成というのがことしはありますので、それはそれで

つないでいけるのかなというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

1 6 番 (堤 理志議員)
県からの助成があるというのは、先ほどの住宅性能向上の件ですかね。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)
そのとおりでございます。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

1 6 番 (堤 理志議員)
今、町長も、これはあくまでも一時的なカンフル剤だという、そういう捉え方だというふうに思いますけれども、私、冒頭言いましたように、今後非常に心配されるのが町民の購買力の低下が大変心配されるんですよね。ですから、景気がずっと上向いて、私たちが、ああ、所得が上がったとか、そういう実感が出てくれば、それはそれで自力でいろんな増改築をされていって結構なんですけれども、まだまだそういう状況でない中で、ましてやこの4月以降の購買の抑制というものが懸念される中で、やはりそういう景気の刺激策というのはますます私は今こそ必要になってくる時期ではないかというふうなこと、ぜひ今後も、これで終わりじゃなくて検討していただきたいと思っておりますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)
今お話、先ほどしましたとおり、これは引き続き検討課題ということで、検討をしていきたいというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

1 6 番 (堤 理志議員)
それで、1点、私も提案なんですけれども、先日も同僚議員が空き家の問題をいろいろお話しされてました。長与町内も御承知のとおり、比較的新しい年代といいますか、以前に住宅団地ができたところについては高齢化が進んできて、なかなか高台でもう住めないよという方々が移動したりで、やや空き家がぼつぼつと目立ってきている状況にあります。町長も、ぜひ若い人たちに町内に入ってきていただきたいという政策をお持ちですので、私としては、例えばそういう古い中古住宅に若い町外からの転入者があったときに、こうした方々が長与町に住み続けるためにそこを購入して何らかの手直しをする、そういったときには定住促進に向けた補助なりを検討するというのも、若い人たちの定住に非常に私は有効ではないかと思っておりますが、この点については検討できないものか、いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)

空き家対策というのは幾つか出ておるわけでありまして。私たちも高齢化が始まるときに、その分については十分研究していかなくちゃいけないだろうと思います。

今まだその部分について具体的にどう取り組むというようなところはございませんけれども、やはり今から先の研究テーマになってくるだろうと思っております。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤 理志議員)

ぜひ研究をお願いしたいというふうに思います。そして、やはりこの経済対策をやっていくという上で、恐らく町長も口には出さないけれども、じゃあ財源をどうするのかというところが非常に頭の痛いところではないかと思っております。

そこで、やはりこの間、国なりが26年度の国家予算ですね、それから2月の補正予算あたりでいろんなそれなりの新規事業とか交付金等々で出しているようです。その中で、私も全部知っているわけではございませんけれども、幾つか見させてもらった中で、町として取り組める可能性があるんじゃないかという点が幾つかございまして、もう釈迦に説法で、当然御承知のことと思っておりますけれども、一つががんばる地域交付金ということで、これが地域活性化効果実感臨時交付金というものだそうなんですけれども、地方の負担額と自治体の財政力に応じて算定されるもので、都道府県への配分はなくて、財政力が弱い市町村に重点的に交付される、財政力指数が低いほど何か割り当てが多いような段階的なものになっているようですけれども、これを長与町に幾らなるかというのは恐らく4月以降に内示なりがあるんじゃないかと思うんですけれども、実はこれが入るということによって、町としてこれだけ支出しなければいけないというふうに当て込んでいたそういう財源を国のほうから回すことができますので、逆に言えば支出予定だった一般財源をその分ほかの施策のほうに回すことができる。

ですから、まず一つはそういったこの制度を、私さっき言いました、我田引水じゃありませんけれども、住宅リフォーム助成制度なりに活用できないかということも検討できるんじゃないかと思っておりますし、また、ちょっと時間がないのでまとめて話しますけれども、地域経済循環創造事業交付金というものもあります。これも地域活性化事業の初期投資費用を補助するというもので、1事業当たりの限度額が5,000万円というものがあるようです。

それから、地域力活用市場獲得等支援事業120億円、これは5人以下の小規模事業者に重点的に支援するもので、特に長与みたいな中小零細が多いようなところは利用できるんじゃないかと思うんですけれども、例えばチラシの作成の費用であったり商談に向かうときの運賃の補助等々に活用ができ

る、販路拡大に向けた費用のうちの3分の2を補助するというものもありますし、また、商店街まちづくり事業、これはきのうもお話が出てましたように、こういう商店街での子育て支援の施策の整備に活用ができるとかもろもろございます。中心市街地活性化事業、中心市街地の核となり、周辺市街地の効果を波及させる商業施設を支援とか、地域商業自立促進事業、これは商店街を基盤に地域経済活動の自立的循環を促進する、恐らくいろいろあるんだろうと思うんですけども、長与町に当てはめた場合に、こういったものがもし採択できれば活用ができるんじゃないか、そして国のそうした予算も取り込んで事業ができるんじゃないかと思えますけれども、こうした点も早目に、以前も質問したときには、たしか6月以降じゃないとなかなか確定しないというような話もありますけれども、早目にこうした点を取り込む企画立案というものを行って採択していくということが必要だと思いますけれども、この点についての町長の考え方、そしてあわせて、こうした事業を今後、それは見込んでるんだよというものがあればお示しをいただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

財務課長。

財務課長 (宮崎 望君)

今、議員おっしゃったように、26年度の国のいろいろな施策等々で発表されておりますけども、まだ具体的な指針といいますか、そういうのが来ておりません。

今、冒頭質問のときに申し上げられましたがんばる臨時交付金ですか、それについても、総額的には数百億という、全国でですね、その中で町が行ういろいろな事業等について、事業ってソフト事業じゃないと思うんですけども、普通建設事業等についてだと思いますけども、その中で各地方自治体の財政力指数に応じて配分されるっていうような文書が参っていると思いますけども、まだ具体的な分については今後追って通知しますというようなことで連絡が来ております。ほかにもろもろのそういう助成制度、補助金等々を受けた国の施策等々がございますので、各所管課のほうにはそういうふうな情報等に常にアンテナを張って、町財政に寄与するような有利な事業の展開をするようにっていうことは常々所管課には周知をさせていただいているっていうところでございます。

議 長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤 理志議員)

一番冒頭には、26年度の経済対策では従来型だけだったっていうことがありますので、ぜひ今のような形で、これに今後ずっと、いろんな町民、また議会からのいろんな要望に応じていけるような肉づけを行っていただきたいということを申し上げまして、公共交通政策の部分に移りたいというふうに思います。

まず、公共交通の問題といいますと、やはり私としては思い出すのが、ち

ようど私が議員になってすぐのころに、多分平成11年か12年なんですけど、バスの規制緩和というのが非常に問題になりました。私も平成12年の6月で、このバス路線の規制緩和の問題が町民にとってどうなるんだということで一般質問をしたという記憶があります。その後、これは長与町ではありませんけれども、全国で過疎地でバス路線が次々と激しい競争激化の中で廃止されていったり、あるいは運転手さんに物すごいしわ寄せがかかって重大な事故が起こったり、つい先日も高速バスの事故が起こりましたが、この運転手さんは長期間、10数日休暇がとれていなかったということも報道がなされております。もちろん事故との因果関係は証明されていませんけれども、非常にそういう運行事業者の、特に現場の運転手さんとか、あるいは人口が少ない地域等々の住民に大変なしわ寄せが来ているということをつぶさにこの間、見てまいりました。

このようなことを考えてみますと、この間行われてきた規制緩和政策、いわゆる人口密集地を優先していく、弱肉強食の市場原理に任せていくという、こういうやり方ではどうしても解決できないさまざまな問題が発生したというふうに思います。

車を持たない交通弱者であるとか障害者、そして妊産婦、過疎地、あるいは生活交通の維持、バリアフリー等々、やはりこうした問題を民間任せにするのではなくて、ここに政治が関与をしていくという姿勢というものはやはり今後必要になってくるのではないかとというふうに考えておりますが、この点についてはいかががお考えでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興部 長 (山田譲二君)

交通政策への考え方ということでございますけれども、先ほど町長が述べましたとおり、公共路線、高齢化が進んでいくという中で公共交通路線の重要性は増すと。そして、公共路線ではカバーできないところ、これはやはり公共の手を何らかの手法で差し伸べていくというような施策が、これはもう他団体もそうですけれども、そのような施策が今ふえているということでもありますので、そういう環境といいたいまいしょうか、そういう施策の重要性が増しているということで考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤理志議員)

これはやっぱり法的にも根拠があることだというふうに思います。

平成24年の11月に交通政策基本法というものができまして、この中でいろんな項目があるんですけども、その中で、地方公共団体の責務という、これは第9条に当たるところなんですけれども、この中では、この交通政策基本法の1条が目的で、2条から6条にいろんな理念が書かれてあります。こうした2条から6条までの基本理念にのっとり、その地方公共団体の区域の自然的、また経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施す

る責務を有する、これは地方公共団体の責務ということで、この法の中で規定がなされております。

それから、先ほど高齢化の問題をおっしゃいましたが、この点についても、この法の17条で高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動のための施策、これは国に対して課している責務でありますけれども、そうした方々の日常生活、社会生活を営む上で円滑な移動ができるようにそういう施策をやっていきなさいよということがうたっております。やはり一定の、この10数年前に行われた規制緩和、民間にできることは民間にということで、市場原理に任せていた問題から一定やはり国がそれなりの関与をやっていくという、いろんな問題はあるにしても、一定そういう方向に今動いてきているんじゃないかというふうに思います。この点については意見は違いはないんだというふうに思います。

そこで、先日来から同僚議員からの質問の中でも、この公共交通機関の問題があっておりますけれども、26年度中に実施を運行できるようにしていきたいというのが一つですね。それから、場所について明言はされておられませんけれども、これはたしか総務委員会の中で公式に発言がなされたので構わないんじゃないかと思いますが、たしか委員会の中では丸田谷とか南田川内周辺を先行的に実施をして、まだこれは確定じゃありませんけれども、そういったことを検討しているというような答弁がございましたが、この点について、再度確認の意味で間違いはないものかお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
企画振興
部 長 企画振興部長。

(山田譲二君)

2点御質問ですけれども、コミュニティバスの運行につきまして、26年度実証運行を目指すというようなところにつきましては、先般の議会におきましても町長のほうから述べております。その指示を受けておりますので、そういった方向で随時関係機関との協議も行っておりますのでございます。

それから、地域につきましては、昨年度行いました地域の交通不便地域といいましょうか、そのような形での路線バス停前の距離等に関しまして、北部の斉藤郷地域、それから今、議員お示しされました中央部の南田川内とか、そのあたりがやはり所要の時間がかかっておられるということが実態であろうということで、そこを踏まえて検討を進めております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

そういうことで検討は進めているという、現状ではそのあたりまでの答弁しかできないだろうとは思いますが。

それで、ちょっとお伺いしたいのは、町が実施した、先ほど御説明がありました実態調査の中で、交通手段の確保を検討する必要があるというふうに、斉藤と、そうした丸田周辺ってということが今上げられましたけれども、実施するしないに限らず、これ以外の地域でもやはり検討を進めている、まあ、

明言できないとは思いますが、ほかの地域でも今後広げていくような検討も同時に進めていらっしゃるのかどうか、それもと、今言われた部分に限定したものなのか、このあたりはいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
企画振興部長。

企画振興部長 (山田譲二君)
町内の全地域を想定しているのかということでございますけれども、そこは議員御案内のとおり、経費、費用対効果というところは十分に踏まえて、まずはこのやり方としましては実証的なものということをやめるように制度的にはなっておりますので、そこを踏まえながら考えないといけないということでございますので、そこはある程度優先順位をつけながらやってみる中で、いろんな模索、検討を進めていくというようなことが適当でなかつたらと思っております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)
それから、次に、先ほど来から、やはり高齢者の足の確保ということをおっしゃっております。当然この高齢者の方々、障害者、妊産婦さんの方々もそうなんですけれども、やはり自力での歩行が困難な方々っていうのはそういう対策が必要だというふうに思います。

そこで、現在、たしかこの島原半島の一带で免許の返納者ですかね、そうした方々に、高齢者だけなんですかね、あるいは免許を返納された方々にそうした交通手段の確保をいろんな制度化している自治体がありますけれども、やはり高齢者の対策という点でいえば、免許証を返納した方々のこういう対策、例えばチケット、あるいは割引制度、こうしたことは検討していく必要があるんじゃないかと思うんですが、このあたりの検討はいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)
現在、時津警察署とか協力しながら、その辺の制度に対して住民課での免許証にかわるものということで、国の住民カードのほうを無料で発行させていただいてるんですけども、今、議員がおっしゃるように、足の関係ということに関しましては、今後ニーズをお尋ねしながら検討していきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)
わかりました。別の機会にまたこうした質問をしていきたいと思っております。きょうはこれで質問を終わります。

議長 (山口経正議員)
場内の時計で10時45分まで休憩します。

(休憩 10時35分～10時45分)

議長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順11、安部 都議員の①障害者福祉行政について、②本庁の休日開庁についての質問を同時に許します。

2番、安部 都議員。

2番

(安部 都議員)

皆さん、おはようございます。2番バッターの安部でございます。本日はパラリンピックが開幕されます。選手に負けじと、私も全力で頑張りたいと思います。

今まで障害者福祉行政について数回質問をしてきました。本日は集大成といたしまして、違った視点で質問を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

①障害者福祉行政について。

昨年12月、障害者の差別禁止や社会参加を促す国連の障害者権利条約が国会で正式に承認され、批准されました。この条約は、障害者に基づくあらゆる差別の禁止や障害者の権利、尊厳を守ることをうたっております。また、6月には障害者差別解消法が成立して、ここの字句で「3年後」を「2年後」に訂正をお願いいたします。2年後に施行されます。

権利条約は、国連加盟の193カ国のうち138カ国と欧州連合が批准しています。今まで主要8カ国のうち、日本とアメリカだけが批准をしておりませんでした。しかし、日本が批准したことで、これからは世界に恥ずかしくない対応が求められます。福祉制度や教育、障害者が働く環境やバリアフリー化など、改善をしていく必要があります。

そこで、以下の点についてお聞きいたします。

(1) 町内公共施設、公園、トイレ、駐車場などのバリアフリー対策はどれほど改善されたかお伺いいたします。

(2) 長与町福祉のまちづくり条例を制定するお考えはないのかお伺いいたします。

(3) 長崎県の障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例が制定されました。県下の市町は、この条例に基づいた対応をしていく必要があると思いますが、本町のお考えをお聞かせください。

(4) 今年度開催されるがんばらんば国体・大会での障害者へのおもてなし対応は十分配慮、検討されているのかお伺いいたします。

(5) 福利医療費助成の現物給付制度についての進捗状況をお伺いいたします。

②本庁の休日開庁について。

(1) 休日開庁を行うようなことをお聞きしましたが、ことしから開庁するのか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

御解答、よろしくお願いいたします。

議長

(山口経正議員)

町 長

町長。

(吉田愼一君)

それでは、安部議員の御質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

1番目の御質問につきまして、1点目、バリアフリー対策の改善状況につきましては、児童館や公民館等の施設内の多目的トイレや障害者用駐車スペース等は設置され、改善されておりますが、今後もバリアフリー点検実行委員会等で検討し、改善に努めてまいりたいと考えております。また、町内にあるおおよそ60カ所のトイレが設置された公園のうち、中尾城公園を初め14カ所が多目的トイレが設置されている状況でございます。駐車場が設置されている公園は町内に6カ所あり、6カ所とも障害者用駐車スペースが確保されておるところでございます。

なお、昨年、長与町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する基準を定める条例も制定されておりますことを踏まえ、年次的に公園内への移動円滑化が図られるよう、維持管理を含めた改善を順次行っていきたいと考えておるところでございます。

2点目の、長与町福祉のまちづくり条例制定につきましては、長崎県において、全ての人が個人として尊重され、安心して暮らし、社会参加のできる地域社会を実現するために、高齢者、障害者等の行動を妨げているさまざまな障壁を取り除き、ともに力を合わせて福祉のまちづくりを推進するため長崎県福祉のまちづくり条例が制定されております。

本町では、福祉のまちづくりに関する施策は長崎県との連携を図ることにより推進できるものではないかと考えておるところでございます。

3点目の、障害がある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例につきましては、障害及び障害がある人に対する県民の理解を深め、障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策の基本となる事項等を定めることにより、共生社会の実現を目的に長崎県が制定したものでございます。

本町といたしましては、この条例を遵守し、障害及び障害のある人への理解を深め、誰もが住みなれた町で社会を構成する一員としてあらゆる活動に参加できるような社会づくりを図っていききたいと考えております。

4点目でございます。長崎ががんばらば国体・大会での障害者へのおもてなし対応についてでございますが、まず、総合案内所となりますJR長与駅につきましては、エレベーター等設置による駅舎のバリアフリー化が今月中には竣工する運びとなっております。また、協議会場への輸送手段として運行しますシャトルバスには、車椅子等でお越しの方の乗降を補助することも含め、乗務係員を配置いたします。

なお、駐車場については、競技会場にできるだけ近い場所に障害者専用駐車場を設置することといたしております。

次に、会場内におきましては、バリアフリーに十分配慮しながら、観戦用福祉席を設置するとともに、障害者スポーツ大会時には福祉席テント内で手話、要約筆記による情報提供も行われることとなっております。

なお、障害者用トイレにつきましては、御承知のとおり、既に運動公園広場並びにふれあい広場に完備をいたしておるところでございます。

あわせて、実行委員会では心のバリアフリー推進への取り組みといたしまして、障害者や障害者スポーツへの理解を深めていただくため、昨年度から長崎県選抜の知的障害者フットベースボールチームをお招きし、町民皆様との交流大会を開催いたしております。

また、11月の全国障害者スポーツ大会時には教育委員会の御協力をいただき、町内各小学校児童による応援も実施して、障害をお持ちの選手皆様と積極的な交流を図り、ともに感動と喜びを分かち合える心からのおもてなしに努めてまいりたいと考えております。

5点目でございます。福祉医療費助成の現物給付制度の進捗状況につきましては、議員御承知のとおり、平成23年度から乳幼児福祉医療費助成が現物給付化を開始、残りのひとり親家庭及び障害者福祉医療費については、医療機関等で一度支払い、領収証を添付し申請する償還払いとなっております。

福祉医療費助成制度は長崎県と県内全市町が検討協議会を組織し、県内統一的制度になるよう協議を進めているところでございます。

なお、本町といたしましては、残りのひとり親家庭及び障害者福祉医療費については、償還払いの現物給付化を協議会へ要望しておるところでございます。

次に、大きな2番目でございますけれども、近年、本町におきましても共稼ぎ世代がふえております。今後、ますますその傾向が強くなるものと考えておるところであります。

そこで、住民サービス向上の観点から、本年5月から毎月第2、第4土曜日の午前中に生活福祉部の一部の窓口業務を開設するよう準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

安部議員。

2 番

(安部 都議員)

それでは、再質問をさせていただきます。順不同になりますが、御了解ください。

先日、この町内の公共施設のバリアフリー検証をインターンの大学生と一緒にともに行ってきました。学生さんたちには車椅子に乗っていただいて、町内のいろいろ検証を行っていただいたんですが、まずは先ほど町長が言われましたように、長与駅のエレベーターが設置されたということで、バリアフリー化になったということは非常にうれしいことと思います。

それに伴いまして、西口、東口などに1階の健常者用トイレが新設されました。しかし、障害者用の多機能トイレは2階の改札口のみに設置されただけであって、1階には健常者だけが利用できる状況でありました。私たちはそこで車椅子で入りましたが、やはり入り口から物すごい90度ぐらいに角度がなって、全く全然トイレの中まで入れない状況だったんですね。そしてまた、非常に残念でした。この1階のトイレというのは皆様がやっぱ

り結構利用したいというようなところだと思うんですね。それで、車椅子が入らなければベビーカーを押している保護者の方たちも全く入れないわけです。特に小さい子供さんを二、三人連れてたら、外に置いたままお母さんだけ利用しなければならない、そういう状況だったんですね。そして、赤ちゃんを外に置いたままというような状況です。そしてまた、2階を利用するとなると、またそのエレベーターを3分ぐらい待って2階に行ってトイレを、用を足さなければならない、そういう状況でありました。

非常にこの新しい新設する建物に対してはこういう形であったということなんですが、このときに身障者の協会の方も立ち合ったようですけども、車椅子の方たちは現場に立ち合いをしたのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)

長与駅のバリアフリー化工事につきましては、これは一応施工主がJRということで、国、県、町の補助で施工しているわけでございます。

主なものとしては、そのホームへおけるエレベーターをつけるということが第一義的で、その工事に伴いまして、今までありました2階の男女トイレ、一般用のほうはどうしてもスペースがとれないということで、その代替措置として1階のほうに一般用をつくったという経緯がございます。

2階のほうには多目的トイレを新設するというので、その設計等につきましては、その時点では車椅子を乗った方を実際検証した形ではございません。ただ、長崎県の福祉のまちづくり条例、あるいは国の福祉の法律等々に合わせた形の多機能トイレという形で今回施工している形でございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

非常に新しく本町の新設された建物については、やはり誰でもが使用できるような形で持っていくべきじゃないかなと、それがやはり思いやりの福祉のまちづくりではないかなというふうに思うんですね。

その三者で予算も等分されたみたいですけど、施工主はJRということなんですが、でも、そこでも町が一応管理して、そのように障害者協会の方たちも立ち合っていかれたわけですから、下の1階のトイレは間口が55センチぐらいだったんですね。車椅子は70センチあれば、ベビーカーでも入るわけなんですよ。そこで、70センチにするだけで皆さんが誰でもが使える洋式トイレになるわけなんです。そこがやはり皆さんの気持ちを酌んだ施策じゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりはやはり全く健全の方が使えばいいんだという形で設置をされたわけですよ、2階だけあればいいということで。

議 長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長

(松浦篤美君)

このバリアフリー化工事につきましては、一応2階の一般男女のトイレがどうしてもスペースがとれないという代替措置の意味での1階におろした形になっております。

そういう意味で、既に2階のほうに多目的トイレを設置したほうが今までどおり使いやすいんじゃないかということで多目的トイレを2階のほうに設置した形になっております。以上でございます。

議長

(山口経正議員)

安部議員。

2番

(安部 都議員)

もう設置された以上は、今ちょっと改善するというにはならないんでしょうけれども、ぜひ、できれば本当、改善していただきたいほどなんです。ほかに町民体育館のを見に行きました。そしてまた、障害者の方たちから何度も言われてたんですが、2階の応援席などが、応援者は車椅子の人は応援したくても2階には上れないと、階段しかないという、こういうところも、立派なエレベーターじゃなくて、簡易のエレベーターがあるわけですよ、そういったものをやっぱりつけていただきたいと、スペースは十分にあるわけなんですよね。

また、庁舎前身障害者用駐車場、それから文化ホール、南交流センターなども車椅子の駐車場は遠くに離れていて、雨が降ったら屋根もない、傘も差せないで、やはり車椅子の方たちはみんなぬれて行かなければならないという、そういう不自由さが非常にあるわけなんですよね。

それで、こういった長与町の公民館なども、ほとんど多目的トイレなどは公園とか改善されたということなんですけれども、やはりそういった駐車場などにつきましても大変障害者の方、車椅子の方、弱者にとって快適にどうしても利用ができない状況なんです。こういったところで改善策などの対策というものはこれからどのようにしていくつもりでありますでしょうか。

議長

(山口経正議員)

建設部長。

建設部長

(日野 勉君)

先ほど、今までの時代背景って申しますか、箱物とかにつきましてもなかなか当初、補助金とかでいただいてやっているわけですが、時代背景とかありまして、今の用途にはちょっとそぐわないような補助の基準であったわけでございます。新設のものにつきましては、先ほど議員さん質問されました駅の分ですが、そこに吉無田公園というのがございまして、それも国の補助で区画整理当時にやったわけでございますが、それについては多目的トイレがありますので、少しは遠いですが、そちらのほうを利用させていただければと思っております。

それから、今後の公園等箱物につきましては、当然長崎県福祉のまちづくり条例が制定されておまして、その後につきましてもそういう、先ほど町長が答弁されたような、考慮した実施ってということでやっておりますので、

終わります。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
以前、同じ質問をしたときに、これから優しいまちづくりのために計画的改善を進めたいということで御答弁いただいたんですけども、やはりますます、当時はそういった助成金とかいろいろあったんでしょうけれども、少しずつでよろしいですけども、そういった改善策を検討していただければと思います。

長崎県でも福祉のまちづくり条例ができたということですけども、長崎県、今回25年度5月に障害がある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例が基づいてできたわけですが、この条例は障害がある人に対する差別、先ほど言われましたように禁止、誰でもが住みやすい共生社会の実現を目指す条例でございます。

そこで、定義といたしましては、不均等待遇を行うことや合理的配慮を怠ることは、これは差別ということで定義をしています。基本理念にいたしましては、障害のある人は障害のない人と同等の権利を有して、合理的配慮により社会のさまざまな分野で貢献できることというふうに制定をされております。こういったことで、先ほど町長が言われましたように、差別がないような社会をつくっていかねばならないということなんですね。

全国には私みたいに障害を持った議員さんたちが数十人いらっしゃいました。先月シンポジウムが行われて、私も参加してまいりました。全盲者、聴覚障害者、下肢障害者、そしてあと難病の方たちとかさまざまいらっしゃいました。そして、長い方は10期の議員もいらっしゃったんですけども、しっかり皆さん、さまざまの意見を持ち活躍をされておりました。

そこで、彼らに私、ちょっと聞いたんです。視察研修時の移動の際の介護支援についてどうされていますかということで聞いたんですけども、皆さんは口をそろえて、毎月、県議、市議あたりはほとんど政務活動費などはもちろん出ておりますが、そのほかに介護支援者の費用が毎月5万から10万予算化されていますよと、それで不自由なく気兼ねなしに議員活動を行っておりますと、これが均等待遇であり、合理的配慮ですよ。障害者の権利擁護も地方自治体での公平な社会の基本でありますと言われました。私は今、同僚議員たちに視察、研修の際や階段や移動はお手伝いをさせていただいています。大変申しわけなく、ありがたく思っております。しかし……。

議 長 (山口経正議員)
安部議員に申し上げます。それは議会活動の件でありますので、行政に対する質問ではございませんので、質問を変えてください。

2 番 (安部 都議員)
それで、質問ではないということですが、このようなことを踏まえて、不均等待遇や合理的配慮について町長の見解をお聞かせください。

議 長 (山口経正議員)

町長。
 町長 (吉田慎一君)
 今までずっと言われたことで、我々は健常者の立場から物を見て、本当に見過ごしているところがあると思うんですね。だから、実際そういった形で自分の体験を通してこういったことがあったと、こういったことが困ったというようなどころがあって、今、幾つかの御指摘もありましたように、私達も県と一緒にあってそういった形では、皆さんが本当に健常者と同じような形でいろんな形での権利を受けられると、そういったことで町も取り組んでおります。

したがって、私どもとしても、今から先も一つ一つそれらについて達成できるような形で努力をしてまいりたいというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)
 安部議員。
 2番 (安部 都議員)
 そうですね、この長与町に在住されている弱者の皆さんが、誰でもが社会で活躍できるような体制を整えていただきたいというふうに思います。

それから、障害者が長崎県の条例の中で、問題を解決するまでの、問題が発生したときに、また各地域の行政窓口で地域の相談窓口があります。そして、地域相談員が制定されています。そして、広域専門相談員も制定されているんですね。この地域相談員は各地域の行政窓口となっており、また広域専門相談員は県の配置となっております。その後に調整委員などがまた配置されているわけですが、この条例に基づいて各地域の行政窓口が、障害者から例えば相談があったときにその窓口で対応していかなければならないということなんですが、この地域相談員の担当部長と担当員2名は現在決まっているのでしょうか。

議長 (山口経正議員)
 福祉課長。
 福祉課長 (西平隆邦君)
 今回の県のほうの条例に基づく地域相談員等につきましては、県が直接相談員の委嘱をしております、町のほうとは直接関係せず、町がお願いしている相談員さんを一応御紹介してくださいという程度で県のほうからお話で、実際、県のほうからのその相談員さん、地域に当たる方が委嘱されたかどうかまではちょっと連絡は受けておりません。

議長 (山口経正議員)
 安部議員。
 2番 (安部 都議員)
 私が先日、県の福祉保健部障害福祉課のほうにちょっとこれ、訪ねていったんですね。そしたら、やはりこの地域の相談員は各自治体の行政の窓口で、しっかり長与町で2名配置しなければならないんですよというふうにおっしゃったんですが、ちょっと間違ってますかね。

議長 (山口経正議員)

福祉課長
 福祉課長 (西平隆邦君)
 長与町における障害者自立支援法に基づく相談員さんは身体に障害がある関係が5名、それから知的等が2名、7名、長与町の相談員はいらっしゃいますが、先ほど議員さんがおっしゃった県の条例に基づく地域相談員というのは県が直接委嘱しておりますので、町を経由しての推薦とかでしたら把握できるんですけども、実際この条例に基づく相談員さんを県がどのように委嘱しているかっていうまでは、今のところ連絡は受けておりません。

議長 (山口経正議員)
 安部議員。
 2番 (安部 都議員)
 今何か連絡を受けてないということで御解答がありました。実際、ことしの4月より始まって、相談員が担当員が2名ですね、一応決まらなければいけないということを私はちょっとお聞きしたんですよね。それで、県のほうはどういうふうこれからされるかはちょっとわからないんですが、そのところはこちらの本町としてはまだはっきりと確立されてないということですので、これからどのように決まっていくのかなというふうには思っていますけれども、それはまた後ほど聞いていきたいと思いますが、そこで、こういったやはり県がしていく相談窓口ではあるんですけども、しかし、この長与町は長与町でやはり障害者に対するそれぞれの相談窓口というの、これからはこういった必要になってくるのかなって、しっかりとした専門的分野の相談が必要になってくるかなっていうふうに思うわけなんです。

議長 (山口経正議員)
 福祉課長。
 福祉課長 (西平隆邦君)
 今のところそういった事案はございませんが、そういう事案が発生した場合は当然法に基づいて対応して行って、相談等、もしあった場合とかは町の相談員さんを通じての対応とか、あと、もっと大きく対応が必要となれば、自立支援の協議会のほう等で検討して対応していきたいと考えております。

議長 (山口経正議員)
 安部議員。
 2番 (安部 都議員)

自立支援の協議会で対応をこれからしていきたいということですが、こういった国のしっかりした法律ができたわけですので、本町としても企業のほうへもしっかりと推進していただき、そして、こういった対応ができるようにしていただきたいと思います。

それからあと、先ほど言われましたように、福祉のまちづくり条例制定についてですけれども、やはりこの長与町でも、先ほどのようにトイレ、新しく新設したり建物を新設するわけですね、特にこれから榎の鼻のビューテラス長与北陽台とかいう名称の団地名がついていますが、ここでも中心とこれからなって、また図書館も建設されていくわけですが、ここでもやはりバリアフリー化ということが問題になってきます。例えば車椅子が何センチで、回ったら何センチ要るか、ベビーカーはどのくらいの幅でできるか、そういった条例とかやっぱり規定がきちんとしていけば、先ほどみたいに予算がちょっと足りないからとか、これは障害者じゃなくて、遠くに行ってくださいと、健常者だけのトイレですよとか言わなくて済むわけですね。建設のきちんと新しい規定が町で決まれば、やはりそこで条例、または規則が決まっていれば確立した具体的な明確化をしてくるわけですね、それに基づいて建設していけばよろしいわけです。

例えば、そうやってバリアフリー化はしましたよって言われても、除菌スプレーなんかも遠くにあったり、手を拭くペーパーも遠くにあったり、とにかく私たちは何であんなに遠くにあるんだろうと、全く手が届かないのに利用できないじゃないかって、そういうふうな不便な全く合理的ではないような状況なんですよね。やはり新しく新設される建物ができるっていうときには、ぜひ障害者の方を連れていってください。私、呼ばれたら必ず行きますから、そういった建物をつくると思います。

そして、またこの条例をしっかり長崎県の、先ほど言われましたように県との福祉のまちづくり条例ができてるので、それと連携して基づいてやっていきたいということですが、できれば本当は本町にもしっかりした条例と規則があれば、こういった間違いや勘違いや、つくった後に、ああ、どうしようかということはないわけですね、そこはお考えになっていただきたいと思います。

それから、4番目のがんばらば国体・大会に行きますけれども、ここでもなんですが、先ほど言われましたように、車椅子での駐車場ですね。駐車場の確保や障害者用のトイレなどなんですけれども、ちょっと多目に設置をするということなんです、今度、障害者大会では5,500名の競技者が長崎に来崎されますけれども、本町では知的障害者の競技が行われるわけですが、現在の予定で実際足りるのでしょうか、不十分ということではないのでしょうか、そのところを見解をお聞かせください。

議 長
企画振興部
理 事

(山口経正議員)

企画振興部理事。

(藤田 茂君)

お答えします。何が足りないかというところがちょっとわからなかったん

ですが、例えば障害者用のトイレであったり障害者用の駐車場、こういったことかなということで解釈をさせていただきますが、これにつきましては、長与町では、今御案内がありましたとおり、障害者スポーツ大会においては知的障害者のフットベースボールということで、過去3年間の先催県の状況を調査をしてみまして、実際に3日間で来場された方が各県とも長与町と同じ競技の大会、そこで3年間で各県とも2名以内と、3日間です、そういう状況を受けて、今回私たちが予定しております設置数で十分足りるだろうという判断をしております。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
3日間で2名ですか。済みません、2名以内ですか、ちょっとごめんなさい。

議 長 (山口経正議員)
企画振興部理事。

企画振興部
理 事 (藤田 茂君)
2名以内です。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
3日間で2名以内ということなのですが、非常に何かびっくりするような数なのですが、これからいろんな観客の方たちも、やっぱり車椅子の方たちとかベビーカーを押した方たちとかさまざまいらっしゃると思いますけれども、そこにシャトルバスも運行されるということで、車椅子対応で、そのところは駐車場も設置するということなのですが、そういったところで、しっかりとした不自由がないような対応をしていただければと思います。人数的に少ないとはいえ、そこのおもてなしがやはり必要ではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、福祉の医療費助成の現物給付についてなのですが、これも平成23年度から乳幼児助成の福祉の開始が始まって、障害者のほうがなかなか進まないというところでもありますけれども、ここもやはりこれから難病に障害者が入って、そういった形で医療費の対象が膨らんだということで、そういった窓口の医療費助成というのがいろいろと予算的にも困難になるのかなっていうふうなことで思いますけれども、これから県とそういった形でますます一步一步進んでいくように、早いところ現物給付、医療費助成について検討をして行いたいと思いますが、もう一度県のほうに申し入れを行っていただくよう、検討していただきたいと思いますが、再度御解答をお願いいたします。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

答弁にもありましたように、協議会のほうで残りの現物給付化に向けて、長与町としては今後も引き続き要望を続けていく考えでおります。

議 長

(山口経正議員)

安部議員。

2 番

(安部 都議員)

できれば早い対応を、県のほうに申し入れていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、休日開庁について質問をいたします。

5月から第2、第4土曜日の半日が開庁するという事をお答えになりましたが、これは住民サービスにはもちろんつながるとは思いますけれども、これがなぜか福祉部のみの一部の開庁ということなんですけれども、それはどういったことで福祉部のみになったんでしょうか。

議 長

(山口経正議員)

生活福祉部長。

生活福祉

(田島弘明君)

部 長

お答えします。庁舎管理等を踏まえまして、やはり1階の部分、2階、3階になりますとその管理が難しいということもありまして、1階の窓口をあけてみようという今回提案がございまして、それでは福祉部が1階にございまして、福祉部で対応しようということで検討させていただいております。

議 長

(山口経正議員)

安部議員。

2 番

(安部 都議員)

管理等が難しいということで1階の福祉部が開庁されるということなんです、福祉部の中でほとんど、どこが対応が中心となるのか、福祉部の全般がそれぞれ何人ぐらい出られるのか、そこら辺のところはわかられたら。

議 長

(山口経正議員)

生活福祉部長。

生活福祉

(田島弘明君)

部 長

一応福祉部内で協議をさせていただきまして、福祉部5課、全課で対応しようということで話をさせていただいております。

職員につきましては、やはり住民課につきましては住民異動関係がございまして、2人から3名は必要ということ。ほかの課に関しましては、内容的に、大体休日ですので、ほかの市町村があいておりませんので、完結がしないということで申請の受け付けを中心にやっていきたいと、それでそれぞれの担当部署で1名から2名を考えております。

議 長

(山口経正議員)

安部議員。

2 番

(安部 都議員)

1名から2名で二、三名ということで、申請などの受け付けのみでしかできないわけですね、いろんな関係の部署と重なる部分は土曜日の休日にはもちろん出せないわけですね。そして、町民の方たちはそれを御存じなのか、

やっぱりそれだけで土曜日来たのに、ああ、せっかく来たのにもらえなかったということならないのか、苦情が出るんじゃないかなというふうにも思いますが、そのところはどのようなふうに使われますか。

議長 (山口経正議員)

生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)

その点につきましては、今決まったものでございますので、4月号の広報とかチラシをつくりまして十分に周知をしたいと考えております。これにつきましては、今開いております島原、大村を参考につくっていききたいと。十分に住民に休みの日はこれだけしかできないんだよということを周知をしていききたいと考えております。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

今でも職員数が長崎県でも最下位の状態で、職員不足の中で全力投球をされて皆さんは頑張られているんですけども、休日開庁をして、その後の平日の対応策などはお考えになっているのでしょうか。

議長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (中山祐一君)

今御質問がありましたけれども、その土曜日、半日出てくるのが各課多くて3名程度ですね、そういうことで、一応半日、週休日、あれですから、出勤をしますので振りかえをしていただくということで考えております。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

休日の出勤で、その後平日に振りかえをするということですね。

そしたら、その振りかえをさせるということですけども、平日に振りかえをして職員が減る、今でもぎりぎり足りないぐらいで対応している状態なのに、特に住民課などはぎりぎりだと思えるんですが、振りかえをして休んだ場合、平日にそのところが職員数が足りなくなる予定があるわけですね。

そこで、そこをどのようなふうを考えてられるのかということと、やはり平日の住民サービスの低下につながるかなというふうにも思いますが、思案いたしますが、どうでしょうか。

議長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (中山祐一君)

それにつきましては、勤務をする前に一応その課の業務内容等をきちんと精査をして、何日に休みなさいということで日にちを指定をして、業務に支障がないような形で運用をしていききたいと、そのように思っております。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
精査をして業務に支障がないようにやっていきたいということですので、そのところはやはり不足するところは住民サービス低下につながってもいけませんので、職員をふやすとかパートさんをふやすとかいうふうにしていかないと私は対応ができないんじゃないかなというふうに思うんですね。

そこで、多忙による職員の体力、精神面のメンタルヘルスについても非常にやっぱり心配になってくるとこなんですね。そのところは、対応策についてはどうお考えになっていますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
総務部長。 総務部長 (中山祐一君)
その点は、やはり各所属長であります課長たちが、その人の状況等をふだんからよく注視して見ておく必要があるかと、そのように思っております。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
各課の課長さんが周知をしてそれぞれ対応していくということなんですが、それでも私も数人からいろいろな相談とかちょっと受けたことがあるんですけども、やはりその多忙の中で一生懸命やっても、窓口に出てにこやかに住民の方たちと接して対応をしたとしても、ピークに達していればそこに笑顔がやっぱりなくなったり、どうしても我慢できなくなったり、いろんなことでやっぱりちょっと支障が来すじゃないですが、そういった面でも少しは多少あるかと思うんですね。

そこで、先ほど言われましたように、島原市と大村市の対応を見て、視察か何か行かれたんですかね、そこでそれを見て同じように対応していきたいということですが、そこは何かゆとりあるようなやっぱり配置をされて、休日出勤なども行われているみたいでありますよね。だから、やっぱり職員数をふやしてゆとりある勤務体制が必要となるわけですね。

また、町長が第9次総合計画策定に向けて住民アンケートをされる予定でありますけれども、これの住民アンケートの中で本当に休日開庁などが必要なのかというような、住民にアンケートを一緒に諮ったらいかがかなと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)
これはあくまでも住民サービスということですね、で、長与町の状況を見てみますと、こういう形で共働きをされている世帯が多いと。私どもが耳に入るのは、やはり月、金で何とか対応できないもんだらうかというようなことでございます。

したがいまして、とにかくうちと他の市の状況を見ながら、どういう状況であるかやってみようじゃないかというようなことでスタートするものでありまして、スタートしていろんな改善点とか、それとかいろいろ問題点とかあろうかと思えます。そのときに、そういったものを1つずつ改善しながら制度とつないでいくと、そういうような形で進めていきたいというふうに考えています。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

共働き世帯のためにこれからやっていく点で改善点などを図っていきたいということなんですが、今現在、自動交付機などもございますよね、休日にもこれは十分発行されるということで、そういった点でも今のところ対応できてるんじゃないかなというふうに思われますが、どうでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

生活福祉部長。

生活福祉 (田島弘明君)

確かに自動交付機で住民票、印鑑登録証の証明は発行させていただいてるんですけども、やはりカードを持たない方とか、それに加えまして、今回は住民の転入・転出等も、受け付けだけになるかもしれないんですけども、住民の方が窓口に来られて受け付けができるということのサービスが加えてできますので、それがメリットかなと思っております。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

私は、これをどうしてこのように急に急がれるのかなというふうにちょっと思ったわけなんですよね。やはり住民のアンケートをして、本当に何人の方が必要とされているのかというふうに思うんですが、その点、その急ぐ理由というのは、町長、何かあるんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)

急ぐ理由ということではないんですが、これについては約半年間、内部では十分協議を進めておりました。また、町長がほっとミーティング等々で住民から直接聞く場合もあられましたし、ミニ集会等々でそういうふうな指摘があったということで、安部議員さんがおっしゃるように、職員に負担をかける部分もあるかと思えますけども、それについても部内で協議をさせていただきまして、組合とも一定そういうことで了解をいただきまして、少しでも住民サービスにつながればという思いでこれをやろうということにしたわけでございます。ですから、少しでも住民サービスにつながることをという目的で、こういうことはできるだけ早いほうがいいんじゃないかという思いはあります。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。
2 番 (安部 都議員)
もちろん住民サービスにはつながるわけです。しかし、受け付けをしても、また二度来ないといけないというようなことも発生するわけなんですよね、住民の方たちも。
そこで、もちろん職員の健康管理ということも私は懸念されるわけなんですけども、やはり島原や大村みたいにゆとりある配置だったら職員さんの健康管理も十分に見られるのかなというふうにもなるんですが、健康管理がやっぱり一番重要でありまして、住民サービスももちろんです、町長が求められる幸福度日本一にもつながるわけなんですけども、しかし職員の幸福度日本一も考えていただければならない。
きのうのテレビでも、十勝バスの社長が赤字で倒産寸前だったところが、職員をこれからは愛しますというその言葉によって職員の改善がなされ、職員が目覚めて、またその意識が高まってきたわけなんですよね。倒産寸前のそのバス会社が、一気に今は日本一になって、ずっと数年続いているわけなんです。職員を愛しますということで、職員をしっかり思いやりを持って、その安全管理も、住民のことももちろんですが、安全のことも町長には考えていただきたいと思うんですね。
そこで、幸福度日本一じゃなくても、幸福度長崎一でもよろしいですから、ぜひとも住民の方、そして思いやりの姿勢、そして福祉のまちづくりとして、これからは町長には尽力をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。
これで質問を終わります。
議 長 (山口経正議員)
場内の時計で13時まで休憩します。
(休憩11時54分～13時00分)
議 長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。
通告順12、佐藤 昇議員の①新しい図書館(生涯学習センター)及び長与町公民館について、②自治基本条例(まちづくり基本条例)についての質問を同時に許します。
13番、佐藤 昇議員。
13番 (佐藤 昇議員)
それでは、質問いたします。
1点目として、新しい図書館(生涯学習センター)及び長与町公民館についてについてですが、設置一については、コンパクトシティー構想検討委員会から2カ所が提言されています。並行して長与町立図書館整備検討委員会が設置され、さまざまな観点から検討されています。
そこで質問いたします。(1)、これは答弁はわかっているんですが、通告書を出しておりましたので、そのまま質問させていただきます。図書館

(生涯学習センター)の設置場所はどこにするのでしょうか、(2)図書館と生涯学習センターと合築にするのでしょうか、3点目、長与町公民館の建てかえはどうするのでしょうか、4点目、今後のタイムスケジュールはどうなっているのでしょうか、5点目、建設費用などの財源についてどう考えているのでしょうか。

2番目の質問として、自治基本条例(まちづくり基本条例)について質問いたします。

この条例については、町の条例の中で最高規範のものであり、まちづくりについて基本的なことが書き込まれた条例であります。昨年6月議会でこの件を質問した際、前向きに十分検討するとの答弁をしています。住民との関係(権利・責務)などもあり行政が一方的に制定できるものではなく、相当な時間と労力が必要であります。住民との協働や幸福度日本一を目指す吉田町政にとって、なくてはならない条例だと考えますが、検討した結果を伺います。

以上、質問いたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、佐藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

なお、1番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会のほうから回答いたします。私のほうからは、その他の御質問についてお答えをいたします。

2番目の、自治基本条例についての御質問でございますが、自治基本条例は、議員御指摘のように、地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかなど、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例でございます。その内容は、基本原則として、住民、議会及び行政などのそれぞれの役割と責任について、情報公開、計画、審議会等への住民参加や住民投票など自治を推進する制度について定めているものでございます。

したがって、この条例が住民の自主的活動を縛る形ではなく、議会や行政が住民の自主的活動を後押しできるような条例にしなければなりません。そのため、住民参加のまちづくりのためには、まず条例ありきではなく、現在取り組んでおります各種施策について、例えば地区コミュニティーにおけるまちづくり計画の策定や自治会加入促進対策、ほっとミーティングの開催やまちづくり提案箱の設置、また、公募による各種委員会への住民参加やパブリックコメントの実施などの施策を充実していくことが必要であると考えております。

本件につきましては、以上の考え方のもと、事務的には対馬市や長崎市の取り組み事例なども参考に、今後とも調査研究を継続してまいります。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

教 育 長

教育長。

(黒田義和君)

1点目の、新しい図書館及び長与町公民館について回答いたします。

1点目の、図書館の建設場所についてですが、本定例会の冒頭、町長の施政方針の中にございましたとおり、造成中の榎の鼻土地区画整理事業地内の保留地ということで計画を進めてまいります。

2点目の、図書館と生涯学習センターとの合築についてですが、新設しようとする図書館は従来からの図書館機能に加えて、例えば人づくり、まちづくりなどに利用可能な交流スペースとか町の郷土資料などの展示スペースとか情報発信の拠点など、さまざまな機能を有する建物を考えていまして、改めて何々と何々の合築と、そういうふうに申し上げるよりも、さまざまな機能を有している図書館というものを考えているところでございます。

3点目の、長与町公民館についてですが、ここは昭和44年に本町初の社会教育施設として開館以来40年以上にわたり、公民館活動の拠点として、また、近年は中央地区コミュニティー活動の拠点としてその役割を担ってまいりましたが、老朽化が進んでおりますことは御案内のとおりでございます。この長与町公民館につきましては、今後、現在ある図書館の敷地を含めて建てかえの方向で検討してまいりたいと考えております。

4点目の今後のタイムスケジュールについてですが、現状、具体的な計画はまだありませんが、ほかの自治体の図書館建設の例を見ても、着工までの準備期間として2ないし3年程度が必要になっておると考えておりますので、今後タイムスケジュールの作成を含め、早急に町としての体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

5点目の財源についての御質問ですが、現状これという具体的なものをお示しできる段階ではございませんが、利用可能な補助制度の検討など、調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長

(山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番

(佐藤 昇議員)

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、その建設場所については、近いうちのがやっと実現して榎の鼻土地区画整理事業地の保留地に建設すると決定されたことについて大変喜ばしいと思っております。

この場所しかないと思っていましたが、長与小学校の校舎が解体されて更地になって、4階からずっと眺めてみますと広いなと感じています。議会報告会やいろいろところで、この地に建設できないかという話も多々聞いております。榎の鼻推進派の私が言うのも変ですが、確認も含めて質問いたします。

この土地には建設はできませんですね。

議 長

(山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)
 長与小学校建設に当たって基本的な方針というのは、上と下を入れかえま
 しょうと、今回は。そしてまた、60年後、70年後、下の校舎が老朽化し
 たらまたそのというような、そういう長いうねりで歴史は動くかなと、そう
 いうふうに思っておりますけども、とにかく上は小学校のグラウンド用地な
 んですよ。まだ下のほうは、例えば子供の心の教育とか情操教育に必要な花
 壇とか、そういうものをつくりたいんですけども、まだ上が終わるまでちょ
 っと待ってってというような形で辛抱していただいておりますので、例えばマ
 キの木もイチョウの木も今、一節が終わりましたけども、これでやっとグラ
 ウンドとしての広さが足りるわけでごさいます、よろしくお願ひします。

議 長 (山口経正議員)
 佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)
 これはもう何年も前から議論をしてきて、内部でもそういうふうに決定し
 ていることですので、私も理解はしておるんですが、そういう意見もありま
 すもんですから、あえて確認をさせていただきました。
 それと、生涯学習センターの機能も備えているので、多機能型の図書館だ
 というふうに理解しますが、もう一つ、老人福祉センターがありますよね、
 ここも老朽化していて、ここを合築にすると、今の建っている現地も一等地
 でありますよね、その有効活用もできるんじゃないかと、で、地域振興に
 なれるんじゃないかなっていう気もするんですが、ちょっと唐突な質問で、
 答えられる範囲でいいんですが、この点は検討はされたんでしょうか、され
 る余地があるもんかですね。

議 長 (山口経正議員)
 生活福祉部長。

生活福祉 (田島弘明君)
 部長 福祉部の所管ということでお話をさせていただきます。
 前々から、確かに今のセンターの老朽化に関しましては、社会福祉協議会
 等とお話をさせていただいております。ただ、利用者が高齢の方が多いとい
 うことで、やはり平地を第一の候補にしたいというお話を伺っております、
 いろいろ検討は今してるんですけども、今のところはそういう形で、また平
 地をまずは探してみるということでお話をさせていただいております。

議 長 (山口経正議員)
 佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)
 わかりました。
 それでは次に、あちこち飛びますけど、図書館関係ということで御容赦願
 いたいと思います。
 図書館建設検討委員会というのがありますけれども、そこで基本計画のあ
 れをつくっていると思いますが、その答申はあったのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

生涯学習課長
生涯学習課長
議 長
1 3 番
議 長
生涯学習課長
議 長
1 3 番
議 長
生涯学習課長
議 長
1 3 番
議 長
生涯学習課長
議 長
1 3 番
議 長
生涯学習課長

生涯学習課長。
(和泉嘉彦君)
現在も継続して協議をお願いしてるところでございます。ほぼ完成に近いところまで来ておりますけれども、今回、場所的なものがはっきりと示されたということもございまして、そういうことも含めて細部についての詰めをさせていただければということで、今年度中というのはちょっと無理かと思っておりますけれども、来年度早々には完成ということでお示しできるというふうに思っております。
(山口経正議員)
佐藤議員。
(佐藤 昇議員)
3月中に答申されると記憶しとったものですから、こういう質問したんですけれども、やっと場所が決まったから、そこも入れ込んだ形での答申になると、こういう理解でよろしいんですか。
(山口経正議員)
生涯学習課長。
(和泉嘉彦君)
そのように考えております。
(山口経正議員)
佐藤議員。
(佐藤 昇議員)
そしたら、図書館建設について、26年度はどういう進め方をしていくのか、まだ何も決まってないのか、その辺を質問させていただきます。
(山口経正議員)
生涯学習課長。
(和泉嘉彦君)
現状のところ、新たにこういう形でというのは決まっておりません。先ほど教育長の答弁にもございましたけれども、早急に体制づくり等について検討させていただければというふうに考えております。
(山口経正議員)
佐藤議員。
(佐藤 昇議員)
教育長もおっしゃってましたけれども、ほかの自治体の図書館も調べてみると、やっぱり構想から開館まで約5年間ぐらいかかっているんですね。場所が決定しましたので、検討しやすい環境が整ったと思います。そこで、今後もその建設検討委員会へお願いもしていくんですか。そのまま答申が終わったらもう解散になるもんか、その後もずっと継続して検討してもらおうこと、諮問してからずっと継続するもんか、そこをお聞きします。
(山口経正議員)
生涯学習課長。
(和泉嘉彦君)

課 長 基本的には、今現在お願いをしております検討委員会のほうにつきましては、図書館建設についての基本計画の答申をとということでお願いをしてきたところでございます。今後、どういうふうな形でその計画を進んでいくのかというのがちょっとまだ見えておりませんが、御相談をすることも出てくるかと思っております。その辺のところは随時延長してといたしますか、そういうことも検討させていただければというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)
副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)
補足でございますけども、図書館検討委員会がそのままというわけにはいかない部分、建築のほうになりますので、内部で、そこも含めたところで新たな建築のほうもう具体的に決めていかなければいけないかと思っておりますので、新たな組織を立ち上げる必要があるのではないかと我々としては思っております。今までは、内部どうするかとかいうふうなことで、教育委員会主体でありましたけども、建築ということになると、町長部局のほうもう少し介入せざるを得ないのではないかと思っております。

議 長 (山口経正議員)
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)
設置までは町長部局の責任でしょうから、そうなるだろうとは思いますが、ただ、建築の専門家だけでなくて詳しい人がおるわけですたいね、今の委員長をしてもらっている●フタバ先生とか、図書館を想う会の●オブクロさんとか、こういう方もぜひ入れていただきたいなど。ほかにもいらっしゃると思っておりますけれども、今お二人思いついたんで、ちょっと申し上げときたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)
ちょっと気になるのが、図書館は生涯学習課、コンパクトシティー構想は企画課という所管になってますが、ちょっと今から先、心配になってくるのは、横の連絡がうまくとれているのかなど。とれてればいい、とれてるって、遠い人らはいいんですが、その辺はどうなんですか、スムーズにいったるんですか。

議 長 (山口経正議員)
企画振興部長。

企画振興部 長 (山田譲二君)
私のほうからお答えさせていただきます。
コンパクトシティー構想委員会の中で、図書館の建設用地というのを御審議いただいて答申をいただいた、その流れの中で今回町長が御用命をされたという流れになっております。その中には、教育委員会のほうの所管課長も委員会の中には入っていただき、それから、先ほど出ました検討委員会のメンバーの方からも委員として御参加していただいて、御議論をいただいたとさせていただきます。
その連携はとれていたのかということですが、これはもう連携はとれて

いるものという形で今、踏まえております。今後、先ほど副町長が申し上げられましたけれども、いざ建設ということになりますと、教育委員会所管の機能プラスアルファの交流といいたいまいしょうか、そういう情報の発信もそうなんでしょうけれども、そのあたりをどういうコンセプト持ってつくっていくのかと。具体的にある程度の広さを分かち合っていくというような、区分していくというようなものが最低必要でございますので、機能とおおむねのそのスペース、そのあたりを検討していく、そういうものがこの26年度、それを十分推し進めていくということになりますので、先ほど副町長がお答えされたとおりの体制関係で進められていくのでないかと思っております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

よくわかるんですけども、私はやっぱり準備室をつくらんばじゃなかとかなという気がするんですね、よそも全部そんなしてるんですよ。やっぱり専従の職員を配置しないとさくさく進まないというか、時間がかかってしょんなかとかなど。それは、その外部委員を入れてするのはいいんでしょうけれども、そういう事務の取りまとめとか段取りとかはいろいろあると思いますので、その辺はどうお考えですか、配置については。

議 長 (山口経正議員)
副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)

今やっと場所が決定した段階です。先ほど教育長からも答弁がありましたように、必要があればそういうようなものも設置して、迅速に進める必要があるかと思えます。あと財政の問題等とも総合的に勘案しなければいけませんので、そういうものについても今後、今御指摘のあったようなことも含めながら検討を進めさせていただきたいと思えます。

議 長 (山口経正議員)
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

何回も申し上げますけれども、その準備には相当時間と労力がかかるわけですね。それで、その建設のことばかりおっしゃっていますけれども、例えば図書本体ですたいね、この開架冊数が現在より当然ふえるわけですたいね。そうすると、例えば4万冊を購入すると仮定すると3年かかるらしいんですよ、1年で全部どんって何万冊も買えることはできないらしいですよ、選択とかいろいろあってですね。ですから、そういうことだけでも大変ですし、もう現在の生涯学習課の職員数で私は対応できないと、私なりには考えているんですね。ですから、そこの職員でもいいんですけども、増員してやっぱり専従の職員が必ず必要だと私は思っているんですが、町長どうですか。

議 長 (山口経正議員)

町長。
 町長 (吉田慎一君)
 今、議員が御指摘になったことも当然そうだと思うんですね。だから、恐らく二、三年で準備室立ち上げて、恐らくこれが稼働するにはやっぱり五、六年かかるというようなふうに思っております。したがいまして、今場所が決まりましたので、そのあたりの新しいチームづくりといいたいでしょうか、そういったものの中に、例えば内容の問題とか、あるいは建築の問題とか、あるいは財務の問題とか、あるいはいろんなまだほかの有識者の方等々、そういった方々含めた形でのチームというのを立ち上げて、大まかな設計図を引いて仕上げていくというような過程になっていくかと思えます。

議長 (山口経正議員)
 佐藤議員。
 13番 (佐藤 昇議員)
 チームはよろしいんですが、専従の職員が私は要るんだとよ、配置してくださいよと言ってるんですけど、その辺を再度答弁を願います。

議長 (山口経正議員)
 副町長。
 副町長 (鈴木典秀君)
 今、佐藤議員の御指摘は教育委員会にというふうな、生涯学習課にという、ちょっと教育委員会、教育委員会での提出等々の条例もございますので、教育委員会部局になるのか町長部局になるのかということもありますので、今、町長の答弁にありましたように、そういうふうな組織をどちらで持つか、教育委員会のほうに持たせるのであれば、定数の改正も考えなければいけませんので、それとも含めて今後詰めていきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)
 佐藤議員。
 13番 (佐藤 昇議員)
 だから私が、定数の変更のときに、余裕を持って多目にしとかんですかって言うんですけど、そうしなかったから、もうこういうことになるわけですかね。
 ちょっと中身のほうに入っていきますが、今の時点の考えでいいんですけどね、今度は課長のほうだと思いますが、新図書館と、地域の公民館とか交流センターとかありますよね、そことか小・中学校とのネットワーク化、これは今の時点でどのように考えていらっしゃいますか。

議長 (山口経正議員)
 生涯学習課長 (和泉嘉彦君)
 生涯学習課長 学校を初めとする町内の各施設とのネットワーク化というのは、これはかなり前から、町の図書館協議会というふうな組織でございますけども、そういうふうな中でも御指摘をいただいてきたところでございます。実際にオンライン化、要するにネットを介したオンラインといいたいでしょうか、そういうもの

を早目にしていくのか、それとも、そこまでは至らなくても、例えば物流でございませうとか、要するに本を公民館に届ける、学校に届ける、現状、学校のほうにはお届けしたりしてるんですが、リクエストなんかあった場合に、公民館とか、そういうような町内の公共施設を利用して貸し出しや返却ができる、そういうふうなシステムづくり、そういうものについてはできるだけ早い時期に取り組めればというふうには考えておりますけれども、直接オンライン、インターネットを利用したネットワーク化、これにつきましては、もう少し時間が必要なのかなというふうには考えております。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

今後検討していくんでしょうけれども、私はこの際、やっぱりつながんばと思うんですね。町長のあれですたい、情報インフラの一端ですよ。これはぜひ推進していただきたいというふうに思います。

それと、次が、コミュニティーバスの件あたりがもうずっと同僚議員の質問から出ておりましたけれども、充実は必要ですたいね。路線バスは多分、向こうの方の経路もふえてくるんだと思うんですが、団地ができるとです、重要なのは図書館の前にバス停を設置することだと思うんですね、遠かったら何にもならないと。特に弱者対策とかしたら、車のない人の対策として、そこは運行会社と十分打ち合わせをして、ぜひお願いをしていただきたいと。それに加えてコミュニティーバスも必要であると思うんですが、いろいろなコミュニティーバスの考え方があると思うんですが、図書館向けについては、今のところ、どのような考えでおられますか。

議 長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)

現在バス事業者とその件につきまして、榎の鼻ができ上がったときの交通について一応協議を行っているところでございます。その中で、やはりコミュニティーバスをもし動かすとなれば、そこも経路って形では当然やっていかないといけないかという、住民の足を確保する上で必要になってくるんじゃないかというふうには考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

ぜひそのような配慮をしていただきたいと思います。

次に、設計関係のことをお尋ねしますが、設計に関してはです、多分入札かコンペかプロポーザル方式が考えられると思うんですが、今のところ、どのように考えていらっしゃいますか。

議 長 (山口経正議員)

生涯学習課長。

生涯学習 (和泉嘉彦君)

課長 失礼いたしました。今のところ具体的に、何をというより、どういう方法でというのは確定をさせている段階ではございません。検討委員会の中でも、プロポーザルがいいとか、そういうふうなお話は頂戴しておりますので、そういうことも含めて今後の検討課題になろうかというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)
今度は建設費用について質問いたしますが、幾らぐらいかかると推定されていますか。

議長 (山口経正議員)
生涯学習課長。

生涯学習課長 (和泉嘉彦君)
これも、具体的に幾らっていうのは、まだ申し上げるような時期ではございません。他の自治体の様子をお聞きをいたしますと、たしか平戸市さんが大体12億とか、そういうふうなお話はお聞きをしております。今後、先ほど議員御指摘あったように、合築をどういうふうにするのかというふうな御質問ございましたけれども、そういうふうな部分も含めて、その辺の金額的なものは算定をするべきではないのかなというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)
私は、最低15億から20億弱じゃないかなと思ってるんですよ。これに土地を入れるとプラスの5億、これをどうするのかと、財源をどうするのかと質問しましたら、今のところわかりませんということですが、財務課長は何かありますか、急に振ったらだめですかね。

議長 (山口経正議員)
財務課長。

財務課長 (宮崎 望君)
財源の問題ということでございますけども、今、佐藤議員さんが言われたとおり、その用地、それと建築費用、それは当然かかるんですけども、そのできた後の維持管理費用、そういう人件費とか光熱水費等々、それと、例えば耐用年数を50年としますと、その途中で補修維持、補修等々もかかって、長寿命化をするためにそこで手を入れて、70年まで耐用年数を延ばすとしたら、それにかかる費用等々も総体的に考えなくてはならないと思っておりますので、具体的に財源がどうなるのかっていうのは、今、生涯学習課長が言われているとおり、今後の検討課題になろうかと思っております。

議長 (山口経正議員)
しかし、その榎の鼻地区に建設が決定したということでございますので、今後はそういう財政面でも、それぞれ基金等も、図書館の基金等はないわけですけども、今後そういう面も考えていかなければならないんじゃないかっていうふうには考えております。以上です。

1 3 番 佐藤議員。
 (佐藤 昇議員)
 早くて5年後ぐらいに完成するわけですよ。それまでに20億ぐらいの資金を調達せんばいかんということですが、国のそういう補助事業は本当に何かないんですかね。図書館単体やったらつきにくいけれども、何かまちづくりとか何かの分で、建設部長、何かありませんか。

議 長 (山口経正議員)
 建設部長。建設部長 (日野 勉君)
 社会資本整備総合交付金のメニューの中で、基幹事業、基幹は公共施設ですね、提案事業でございまして、全国の事例を見ますと、図書館につきましては提案事業のメニューはございました。この事業も2期で、26年で終わりなんですけど、また次の27年度からの5カ年計画はほぼあるっていうふうに聞いております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
 佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)
 それはどれぐらいの補助率なんですか、わかりますか。わからなかったらわからんでいいですけど。

議 長 (山口経正議員)
 建設部長。建設部長 (日野 勉君)
 仮定の要素がございまして、わかります。基幹事業と提案事業のバランスがございまして、基幹の率に対する提案の率が、ある条件を満たせば40%となっております、現在のところですね。以上です。

議 長 (山口経正議員)
 佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)
 40%あるとすれば大分いいですよ。ですからそういうふうに、財政ば心配しとるわけですたいね。もう、あつという間に5年来ると思うんですけど、さっきも財務課長が少し触れてましたけれども、やはり私は図書館建設の目的基金を設けて、貯金をして少しずつ積んどかんばじゃなかるかというふうに思うんですけど、その辺はどうお考えですか、どなたでもいいですけども。

議 長 (山口経正議員)
 副町長。副町長 (鈴木典秀君)
 御指摘のように、当然大きなお金が必要になります。また、今26年は西高田線の事業も重なっているということで、いろんな事業が重なっております。そういうのも財政状況見ながら、それから当然基金をつくっていくということもまた手法の一つだと思いますので、それで義務教あたりの基金も、本来ならば長与小学校を建てかえたときにもっと取り崩す必要があったんで

すが、起債がきいたということで、そういうのもあるものですから、基金も総合的に勘案しながら検討させていただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

そうですね、長与小の建設のために義務教育施設整備基金はたくさん積んどって、5億5,000万ぐらいまで積んでありますよね。これを取り崩して新しい建設基金に持っていくとかね。あと、土地開発基金の現金の分です、1億8,000ぐらいやったですかね。こういうのも、もう動かんわけですから、やっぱりどげんかして財源を見つけてするべきだと思うんですけど、町長、いかがですか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

私どももこの図書館建設について非常に慎重になっておりましたのは、その財源の確保ということでございます。現在、同時進行で進んでおるところがありますけれども、例えば榎の鼻なんかもある程度山が終わると、その次に公立図書館建設に入るというようなことで、時期的な部分もずらしながら、そしての基金の面について積み上げたり、または取り崩したりというようなことで、できるだけ借金がないような形で、無理のないような形で、財政安定も図りながら図書館建設に向けて進んでいきたいと。そして、先ほど議員おっしゃったように、確かに土地代と建設費入れると莫大な金になりますので、そのあたりを一番有効な手段でできないものだろうかということで、各種のそういった補助事業、こういったものも一つだけでなくいろいろな部分を探し出して、どれが一番効率いいかというようなことも踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

場所は決まりましたけども、じゃあ完成は何年度を予定しているんですか。私は最低でも5年って言いましたけれども、ですから5年で作ってほしいんですよ、なるべく手前でね。でも、それはおくれることがあるということもあるんですか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員おっしゃったように、今からそういった形の組織を立ち上げますので、その中でスケジュールというのをきちんとした形でつくっていきたいというようなことを考えております。したがって、普通の今までの各地域の取り組み、各自治体の取り組みでおりますと、大体5年前後ぐらいというようなことでございますけども、そのあたりもきちんとした形で精査をし

まして、つくっていききたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)
ぜひ早急に取り組んで、これは馬力を入れないと短期間には無理だと思いますので、組織づくりから人員配置までよろしくお願ひしたいと思ひます。
ちょっと待ってくださいね。じゃあ次に基本条例のほうに行きますけれども、結論としてはつくらないという理解でよろしいんですか。

議長 (山口経正議員)
企画振興部長。

企画振興部長 (山田譲二君)
基本条例をつくるかつくらないかということについてですけれども、研究を進めていきたいという形を持っております。今どのタイミングでつくるかつくらないかというのは、ちょっと申し上げる段階にないと思っております。

議長 (山口経正議員)
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)
研究ばかりしとらんちゃですね、やっぱりさっさ進めんばとは進めんばと思うんですね。
町長はどうか、町長も去年検討すると言っているんですよ。もう間もなく1年ですから、私はなからんばおかしかと思うけん言いよるわけですたいね。だから、今から始めてもやっぱり二、三年かかるんですよ。ですから、その取り組むのか取り組まないのか、そこをちょっと町長のお考えをお聞かせください。

議長 (山口経正議員)
町長。

町長 (吉田慎一君)
今、議員御指摘のことをございますけども、自治基本条例ということで、早急にそれがないと町が運営していかないというようなことではございませんで、私もその部分を含めて、じっくりどういうものかということで検討していこうというような気持ちでおります。
ただ、私今、事前で考えておりますことは、自治基本条例の中でいろんな役割とかあるいは町、行政側の役割、そして議員の役割、そしていろんな町の形態について、こうであるべき、こういう形にすべきというようなことの御指摘がありますけれども、現在私どもがやっておりますことは、そういったものを、基本条例を今つくってなくても、そういったものは十分、今は間に合っているんじゃないだろうかとというふうなことを考えております。
例えば5つのコミュニティーありますけども、長崎県のほかの地域ではやってないと思うんですけども、各コミュニティーで、各5つのコミュニティーありますけども、各自治体、コミュニティーの将来像を描くと、現在の基本的な考え方、そして今後の取り組み、そして将来像をどう担っていくのか

というような形で、各コミュニティーがそれぞれ自分たちのコミュニティーのデザインをすると、そういった形で大いに取り組みも進んでおる部分があるわけですね。そういった中において、こういった長与町の中において、基本条例というのが果たしてそぐうのかなというふうなことも考えたりします。当然自治体ですから基本条例というのはそぐうわけでありませうけれども、ただ、その基本条例の中にありますいろんなことを考えますと、今やってる取り組みの中で十分やっていけるんじゃないかなとも思っているわけがございます。

議 長 (山口経正議員)
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

何か少しバックしたのかなと思うんですが、ですから、そういうやっていることを条例に落とし込んだのが、最高規範性のある自治基本条例なんですよ。ですから、やっていることは私、否定は何もしとらんわけで、だから、条例の中の一番最高の条例ですので必要じゃないかと思うんですが、再度答弁願います。

議 長 (山口経正議員)
企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)

この基本条例につきまして各種団体のほうをちょっと見てみますと、大きなテーマとして法令関係、この条例が最高規範性を持っているかどうかという法令上の位置づけ、それとかあと現在持っている条例との整合性、それと住民の参加、特に住民投票のところではやはりひっかかる部分が、ちょっと研究しないといけない部分があるかと思えます。といいますのは、住民投票をした場合のその住民投票の結果と、あとこの議会での結果との、どういう形でその判定するのかというのが一つございます。それとあと、その中で外国人の方をどうするのかという問題もございます。その中で、やはりいろんなことを研究しながらちょっとしていかないと、なかなか難しい形の部分があるのかなというふうに現在思っておるところでございます。

議 長 (山口経正議員)
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

そういうことは私は承知で質問しているわけですか、一応勉強した上で来てるわけですが、ここ、そういうところは難しいぞと。だから早く、町長の得意な何とか委員会をつくって、住民の代表の方も入れて制定する方向で検討をします。結果うまくいかんやったりするし、しょんなかわけですか、ここが問題のあったけんがと。ですから、じゃあそういうことを、姿勢のことを言っておるんですが、町長、どうですか。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、先ほど私、答弁しておりましたように、現在の長与町においては十分そういった形においてやっておると、町民が主役のまちづくりという形で十分やっております。そういう中で現在、いろんな条例をつくる場合に問題もあるわけでありまして、そういう中で、今あえてそれをすべきなのかなというふうなことを思っております。今はもう少し、そういった面でいえば、研究させていただきたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

自治基本条例が先行して議会基本条例があると。ただ、自治基本条例の中に議会基本条例も網羅していると。本町のように議会基本条例があって自治基本条例がない自治体はほとんどないのかなと、私はよくわかりませんが、ないと思います。ですから、そういう観点からも、やっぱりその制定に向けて具体的に進めるべきだと思いますけど、最後にしますけど、どうですか、町長。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今申し上げましたように、今現状の時点では、私が思っていることはそういうことでございます。今後、そういった問題も含めて検討させていきたいというふうに思っております。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

終わります。

議 長 (山口経正議員)

場内の時計で14時まで休憩します。

(休憩13時47分～14時00分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順13、河野龍二議員の①高田南土地区画整理事業の課題と今後について、②小・中学校教室の冷暖房設置についての質問を同時に許します。

18番、河野龍二議員。

1 8 番 (河野龍二議員)

それでは、早速質問させていただきます。

まず初めに、高田南土地区画整理事業の課題と今後について質問いたします。

さきの12月議会に引き続き質問いたしますが、本事業は昭和58年に事業が開始され、ことして30年を過ぎようとしています。いまだ事業の終結が見えてこない事業であります。この間にも事業計画の変更などが行われ、完成年度も先延ばしとなってきました。さきの議会では、平成29年完成を延長し、完成年度は精査中とのことであります。

懸念されるのは、事業のおくれなどによる事業費の増加であります。区画

整理事業は、土地保有者からの減歩により事業費を捻出する事業であるが、当初計画からも不動産価格が下がり、保留地の処分ができて、当初の販売額との差額の財源はどうするのか、長期の移転補償による地代や賃貸料の費用は当初計画からどう変わったのかなど、町の財源に及ぼす影響があるのではないかと疑問があります。

そこで質問いたします。さきの議会と重なる部分がありますが、通告に従って質問いたします。

(1) 完成年度はいつになりますか。

(2) 事業費の増額はありますか。

(3) 事業のおくれによる負担増はありますか。

(4) 町の単独負担(単独事業)は事業費総額に含まれていない部分があると思いますが、これまでの費用と今後の負担額はどうなっていますか。

(5) 完成した後の起債償還にかかる費用の捻出はどうするのか。

(6) 完成までの財源計画はどうなっているかお伺いしたいと思います。

②の質問として、小・中学校教室の冷暖房設置について質問いたします。

昨年9月、本定例議会で、同僚議員からも同じ質問が出されました。教育長はそれに対し、子供は忍耐強く、たくましく育てることが大切と、現状では設置を考えてないとの答弁でありました。全国でも教室の冷暖房設置が課題となり、先日、福岡市でも全ての学校に設置することを決定いたしました。

市長は、異常気象を前提に、健康や学習に適した環境を整えるべきと考えを示しています。昨今の異常気象のもとで、単に精神論だけでは済まされません。特に懸念される事態はPM2.5の影響もあります。PM2.5が飛散する中、窓をあけての授業は困難と考えます。児童生徒が安心して勉強できる環境にするためにも、教室に冷暖房の設置をすべきと思いますが、どうお考えですか。以上、質問いたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、河野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

2番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会から回答をいたします。私のほうからは、その他の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず1番目、1点目の質問についてでございますが、現在の第10回変更の事業計画におきましての事業期間は、平成29年度を目標としたものになっております。

次に、2点目の事業費の増額はなしのかとの質問でございますが、現在、第11回目の事業計画の変更に向け、国及び県と行っております調整が整い次第、縦覧等を通して皆様方にお示しできるものと考えております。

次に、3点目の事業のおくれによる負担増はないのかとの質問でございますが、当然宅地造成がおくれ、土地の引き渡しがおくれることにより仮住居期間が長引くことになり、それに伴い工事費や補償費の増加が考えられます。

その点につきましては、大変申しわけなく存じておるところでございます。

次に、4点目の町の単独負担でございますけれども、これは事業費に含まれておりまして、平成24年度までの間において、およそ5億3,000万円の歳出となっております。今後の負担事業費としましては、およそ7億円を予定しております。

次に、5点目の完成した後の起債償還でございますが、これは保留地処分金により充当してまいりたいと考えております。

また、6点目の完成までの財政計画でございますが、平成25年度以降の残事業費としましておよそ33億円相当があり、一般会計からの繰出金も多大となっております。これまで国庫補助対象となっていない工事等について、今後補助対象メニューに含むことができないかなど、単独費の支出を抑えることができないものか、研究を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

②の小・中学校の教室の冷暖房設置について回答いたします。

議員御指摘のとおり、昨年9月議会において、小・中学校における猛暑対策がございました。そのとき確かに私は、子供は忍耐強く、たくましく育てることが大切であり、現状では冷房または扇風機の設置を考えていないと答弁しましたが、その背景は、何といたっても設置に伴う莫大な財源と設置後のランニングコストを考えての答弁であり、決して精神論だけだからではないことは御理解いただきたいと思います。

先ほど議員さんがおっしゃったように、確かに福岡市では全ての小・中学校にエアコンを設置する方針を決めたようですね。小学校が120校、中学校が56校の約3,000教室に設置する総事業費は約70億円で、年間のランニングコスト、光熱費は、原則暖房は使用しないということでも約3億円かかるという見通しのこのようでございます。

これ、福岡市はちょっと大き過ぎるので、長与に近い人口3万5,000の人吉市を例に挙げてみますと、小学校6校、中学校3校の全ての教室に585台のエアコンを設置してあるそうです。ここでの設置費用は4億2,700万円で、エアコン設置による増加した電気代は年間約120万円ほどだそうです。このような空調設備については、国から大規模改造の中の質的整備として3分の1の補助がありますが、それでも莫大な財源が必要となります。

近年の異常気象とかPM2.5などのいろんな課題がありますが、教育環境整備につきましては、今後とも議会の皆様の理解をいただきながら、例えば緑のカーテンとかすだれの利用など、現状の中で最善の努力をしてまいりたいと考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

それでは再質問させていただきますが、まずは区画整理の事業の関係で、10期の事業変更の完成年度は平成29年ですよということで答弁がありました。前回この問題で質問したときにでしたか、平成29年度が換地処分ということが難しくなりますので、完成年度延長を考えておりますと。延長期間については現在、精査しておりますというふうな答弁をいただいておりますけども、なおかつ今回、完成年度は29年ですよという答弁をいただきましたが、どう受けていいんでしょうか。29年完成を目指して事業を進めているというふうにとっていいのかどうか、再度お答えいただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (道端和彦君)

確かに見直しの変更ということで、国のほうも交えたところで今、協議をしております。精査をする中で、もうしばらく待っていただければ、まだ国からの協議、回答を数回にわたってやっとするわけですけども、国からの最終的な回答がまだ来てないということなんです。それで、それがあれば県との調整をして縦覧手続等を今後進めてまいります。その中で明らかにさせていただきますと考えております。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

そういう意味では、先ほどの答弁は余りにも失礼じゃないですか。完成年度はいつかと聞いているのに、29年完成目指しますなんて、できないことを29年完成を目指してますって言うなんて余りにも失礼でしょう。

それで、いわゆる今おくられている原因が、国からの答えが返ってきてないということですけど、これはなぜそういうふうにおくられているんですか。この間ずっと、この完成年度の延長がたびたび言われてきました。24年度の決算のときもそういうふうな話をされ、この間の質問のときも延長したいと。今度も、まだ国からの回答が得られてない。このおくられている原因はなんですか、その原因を詳しく教えていただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (日野 勉君)

12月の河野議員の質問でございます。完成年度はどう考えているかということでございました。これにつきましては、先ほど課長が説明しましたが、協議を行っているということで、12月にはそういう答弁をさせていただきます。

今回の御質問は完成年度はいつかということでございますので、それを素直に解釈しますと、今の時点では29年度という町長答弁でございます。ただ、今10回目の事業計画っちゅうのを行っておりますけども、その前に国交省のほうと実施計画について、これは主に補助事業を中心としたメニューでございますが、がまだ最終確定に至っておりませんので、これは昨年の行

財政特別委員会のときも河野議員のほうからそういう類いの質問がありましたが、今、詰めに入っている状態でございます。近々公表できるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

少なくともそういう予測をして完成年度を一定出すべきじゃないですか。それが確定じゃないけども、もし今検討される部分が、工事が補助事業の対象になるという予測をしてでも、そういう説明でも十分いいんじゃないですか。私の質問した完成年度はいつかと、それまで受け取って、いや、平成29年度ですって。平成29年度、もうできないってずっと言っているのに29年度完成ですと、完成年度は29年度です、この答弁が非常に、何というか、不親切というか、そういう状況です。

ですから、今求めている事業の補助対象が仮に認可された場合に、そういう財源計画のもとで、じゃあ完成年度がいつごろになるのか、再度お伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備課長 (道端和彦君)

現在の事業計画、総事業費約252億、そういう形で今やっておるわけです。そして、今10回目の変更から11日目に向けて協議を行っているということでございますけども、やはりこの事業期間が延びることによって事業費も伸びるという形になってまいります。

国との協議も終盤かと思えます。もうしばらくすると、その回答を得て、11回目の内容の縦覧ができると思えます。どうぞ御理解のほどをよろしくお願いします。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

議員、議会に出せない数字なんですか、不透明なところがあるというのは十分理解しますけども。というのも、この事業がずっとやられてきて、私はずっとこの指摘をしてきた側ですが、やはりそこには町の大切な財源が使われていっているわけですよね。そういうものを懸念して指摘をしてきたわけですけども、この先もやっぱり事業を進める中では、そうした部分を示せないと判断ができないと思うんですよね。

今度も当初予算が組まれております。これは10回目の事業変更に伴う中での当初予算の上程かなというふうに考えますが、じゃあこの先、どれぐらいのお金がかかって、どこまで町は負担をせんばいかんとかっていうのがはっきり出てこないと判断しようがないと思うんですよ。私は、その判断する上でも、やっぱり議員の判断材料としても、そういう部分を示すべきじゃないかなと。

先ほどから11回目の事業計画の変更で調整してると言いましたけども、その調整内容もですよ、複雑になっているのかよくわかりませんが、数字として出せないんですか。一つは、建設産業委員会の議事録をちょっと見させていただいたんですけども、この間、事業費の増があるのかという質問もされている中で、少し、部長ですか、答えていらっしゃるものが、257億何千万と、これは議事録の打ち間違いがよくわからないんですけども、打ち間違いでしょうね、聞き取り間違いがよくわからないんですけども、何かそういう数字が出ているんですよ。これを見る限りでも事業費がふえるような状況でもありますし、ですから、そういう事業費がどれくらいふえるものなのか出せないんですか、数字として、出てこないんですか、それとも。どちらですか、出せないのか出てこないのか。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (日野 勉君)

事業計画につきましては、まずもって地権者の方への公告縦覧というのが優先されます。多分、建産委員会で申しました額は、当然変更は減ることはございません、ふえるようになっております。期間についても予定はしております。先ほど申しますように、まずもってその公告縦覧後には、議会のほうには堂々と出したいと考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

公告縦覧もわかりますけど、それはもう、ただ議会の質疑としてそういう質問が出ているわけですから、私はそれに対する答弁はあってしかるべきじゃないかなと。だから、何度も言いますが、不透明なところがあるけども、こういう部分がふえそうだとかですよ、これぐらいの予算がふえますとかっていうのも、次から、後から質問しようと思ったんですけど、じゃあ町の負担がどれぐらいになるのかという部分も全くわからないんですか、不透明なんですか。その辺の含めてですけど、何度も聞いて申しわけないんですけど、ここでは言えない数字なんですか、再度お伺いします。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (日野 勉君)

金額については、数字については控えさせていただきたいと思います。

まず、原因のほうから言いますと、23年の3月11日だったと思いますが、東北の震災がございまして、国の補助メニューでいえば、区画整理の予算はそちらのほうに集中的に行っている状況でございます。平成24年度以降につきましては、区画整理の補助は街路の補助ということでございまして、それは西高田線と高田南とセットで行く補助もございまして、ほかに住宅関係の補助もございまして、住宅関係の補助につきましては例年どおり来ておりますが、当然区画整理の補助につきましては当町では約65%、35%ぐ

らい減額になっておりまして、当然その額が減った分につきましては今回の補正で減額をする予定としております。そのほうが減ったことによる影響というのは、いわゆる工事のほうで言いますと、仮設工事とかに多大な影響がかかると。そうやって一度に多くの額で発注しますと、それなりの諸経費が多ければ安いんですが、低ければ諸経費がかかるというデメリットと申しますか、そういうのがございまして、そういう関係で、目に見えない分、今度は移転補償とかそういうのがございます。

めどとして考えておりますのは、5年以内には終わりたいなというふうには考えております。今29年度と今までずっと言っておりますのは、本工事の概成が27年度で終わって、8年、9年の2カ年で確定測量、換地処分を行う予定の工程になっておりまして、今回の見直しにつきましても、ある程度最後の2カ年は、確定測量、換地処分というのは同様な期間が必要でございまして、そこら辺でなるべく早くって言うふうには考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

出てこない数字を何度も聞いても一緒ですけども、今言われた、大体5年めどに完成をさせていきたいということではありますが、それで、あくまでもそれは今までの国庫補助対象外の工事が補助対象となった場合ですたいねと理解していきたいと思っておりますけども、これの見通しはどうなんですか、その補助対象になる見通しが十分あるものなのかですね。これがこの工事高としてどれくらい残ってらっしゃるのかと、国庫補助対象外となっている工事です、その辺についてお伺いしたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備 (道端和彦君)

課 長 25年度以降からの事業費というのがまだ、先ほど言いました約33億ほどあるということでございます。それで、このうちに残ってる分で、補助対象事業費として7億6,000程度ですか、その残りが町の補助対象の補助裏、そして純単独と、そういう形で25億ちょっと、そういうことで今の計画、10回の計画はそういうふうになっております。

議 長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

もう一度確認させていただきたいんですが、33億、25年度以降、事業が残っているということで、うち、この補助対象としたい工事額としては25億円ですか、27億円、どちらですか。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備 (道端和彦君)

課長 残事業として約33億相当と、そして補助対象事業として7億5,000程度が今あるわけですね。残りが町の裏負担という形になってくるわけです。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)
そうするとですよ、これは仮定の話をして申しわけないんですけど、仮に補助対象とならないという状況になった場合に、この25億円の部分が町の持ち出しというふうに捉えていいんですか、そういう考え方でいいんですか。いいですか、質問内容わかりますか、お願いします。

議長 (山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備課長 (道端和彦君)
最終的には残事業費、それから補助事業費を想定してる、それを差し引いた残りが町が負担する事業費となるわけです。そして、これが大きいもんですから、これを何とか別の補助メニューで取り込んでやることができんかちゅうのも、私たちの今からの研究課題でございます。ですので、これについてもやっぱり国との情報、県を通じた中で密にやって、これをいかに減らしていくかということが僕らの使命かなというふうに今は感じております。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)
そういう中ですよ、先ほどちょっとお聞きして、国の今、対応、国との11回目の事業計画の変更の協議をしてるということなんですけども、この25億円の部分の工事もいわゆる補助にならないかと、国庫補助にならないかというふうな話をしてるんですよ。じゃないんですか、よくその辺の流れがわかりません。私はそういうふうに理解しています、これを、いわゆる国庫補助対象外の工事を補助対象にしたいということで、この部分も含めて補助対象としてならないかという協議をされているのかなど。それがまだまだ国からの答えが返ってきてないんで、十分に知らせることができないというふうに言われてるんでしょうか。再度そこを確認したいと思います。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (日野 勉君)
今、課長が申しました8億円というのは補助対象の事業費でございます。これは29年度までになってございます。今その補助の中に社会資本整備総合交付金、いわゆる旧まち交というのもそこに投資しております。これは今2期で26年完了でございますが、3期予定では27年から31年までですか、の期間がございまして、これを高田のほうでも取り入れていこうということでもくろんでおります。当然ある箇所には二重の補助というのはできませんので、なるべく公立の補助区間とそれ以外の区間でできないかというのを今、高田のほうと国のほうが打ち合わせ中でございますので、まずは補助

を得るための策ということで打ち合わせている状況でございます。そうなった場合は、今、今後のことでございますが、幾らかでも補助メニューがふえるものと予想している状況でございます。以上です。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

その分を、この時間内ではちょっと理解が私も十分できない部分があるんで、これは引き続き協議をしていきたいというふうに思いますけども、結果的に今、この事業のおくれの中で、一定、町の持ち出しもあるような状況ですし、私はやはり、そもそもこの事業そのものが非常にずさんな計画だったのかなというふうに言わざるを得ない部分があります。

起債の償還の部分についてはですよ、今後、法律処分等で対応していくというふうなことが言われましたが、その保留地処分についても少しお伺いしたいと思いますけども、保留地処分の総金額が大体48億7,000万、8,000万ぐらいですかね、この事業費に対してですね。現在事業費が伸びるとその割合がちょっと変わってくるのかなというふうに思うんですが、これが、今の計画してる保留地が仮に全部売れたとして、この事業費を出すことが可能なのか、可能な状況があるのか、具体的に説明していただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (道端和彦君)

保留地面積が4.8ヘクタールほどあります。そして、事業計画上では47億円ということでございます。それで、残りにあと34億数千という形があります。現状では計画どおりの単価で今、処分することができております。今後もやはり同様、この計画に応じた単価で処分していく努力をやっぱりしていかなきゃいけないかというふうには考えております。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

それは全部が販売できたときの数字ですね。仮にこれが、保留地が残っていった場合こうした、そこも懸念される場所ですよ、いわゆる入ってこない財源をじゃあどうやって出すかという部分が。これは前回、葉山町長のときでしたけど、いや、住んでいただく人たちで税収がふえるじゃないかという話もされてたんですけども、これは事業のそのものの計画としてですよ、やっぱり保留地が入ってくることがその事業費を捻出する条件ですから、これが売れない場合のいわゆる償還に係る費用ですね、これは具体的にどうなるんですか、いわゆる税の一般財源からの持ち出しというふうな形で捉えていいんでしょうか。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長

(日野 勉君)

売れない仮定の質問でございますので、その仮定について答えたいと思います。

まず、保留地は、いわゆる一戸建てとして売るある程度の保留地、これがほとんどでございます、そのほかに減歩による買い戻し分の付保留地といひますか、そういうのも割合もございます。当然値崩れといひますか、長崎県の地価が一番高いときからすればもう30年選手ですので、かなり地価が落ちてきている状況もございます。ただ、予測としましては、今までは北東部、いわゆる東高田に向いた面でございますが、これから先は南東部は南側斜面と、それと造成計画につきましても擁壁高を抑えたようなミニクラスター方式での、以前よりはいい環境でございますので、ある程度、樂觀視じゃないんですけども、そういう大幅な値崩れはないものと期待しております。

ところで、その仮定の御質問でございますが、もし売れなかった場合っちゃうのが、その最終の換地処分するときまでに売れなかった場合でも、区画整理としては事業を一応終了しなくてははいけませんので、その分は保留地から管理所場は町有地になります。その後、町有地を肅々とあと売って行って、特別会計のほうに清算金として入れるということになっております。以上です。

議 長

(山口経正議員)

河野議員。

18番

(河野龍二議員)

ですから、そうした土地が残ることによって、売れるまでは財源を立てかえんばいかんというふうな形ですよ。部長は、今からのその保留地のところは非常に場所的にいいから、そういうメリットがあるんじゃないかなと、メリットちゅうか、そういう心配は余りないんじゃないかなということですが、長与駅前周辺の区画整理でも、まだいわゆるそういう部分が残っているというふうなお話を聞いております。もうここも終わって相当年数がたつんですけども、そういう状況であります。ですから、ここも当然そういうのが考えられます。あわせて、先ほどからの工事の延長による事業費の負担や国庫補助の対象になるかならないかでは、町の財源というのが非常にどれくらいかかるか、本当にまだ不透明でわからないというところなんで、この部分については今後、やはり事前、事前に議会に行って説明する必要があるんじゃないかなと。先ほどから言いますように、予算や決算を我々は判断しなければならない、判断材料として、じゃあこの事業が本当にいつまでに終わるか。

実は、前の議事録も取り出して見たんですけども、以前、葉山町長は、何が何でも平成29年までには終わらせませうというふうに言っているんですよ。それがまた今回延びますよと、これも非常に町民に対しては失礼な、約束を守らないという意味ではですね。ですから、こういう事業を進める中ではやはり情報を本当に明らかにしていくと、そういう中で判断する。議会を含めてどうするか、どう考えるかというところ行かないと、私は何かそれこそ、

底なし沼じゃないですけども、そういうところにはまってしまってますよ、事業は進めるけどなかなか、お金はかけるけど終わらないというふうな、そういうのが懸念してならないので、私は情報をどんどん公開していくというふうな、この区画整理事業についてはですね、そういう考えがあるかどうか。先ほど言われてました、何でしたっけ、縦覧も必要かもしれませんけども、やっぱり今、担当部署が持っている、そういう計画なりを公開していくという考えがあるのかどうなのかですね、その辺について再度質問したいと思います。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (日野 勉君)

今回の11回目というのは全体事業費に関することでございますのであれなんですけども、一応事業費が確定いたしますと、各年の初めに、次年度の要望ということで、次は何をしたいんだということでやるわけですね。その後、実際国のほうから内示が来るまでに申請するわけなんですけど、それは、先ほども申しましたように、その財政部局との調整、いわゆるその起債とか単独がございまして、それが決まれば、なるべく●メイリエンについては当初予算の段階で公表していきたいと考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

本当に区画整理事業にかかわっている周辺の人たちだとか、いまだ移転されて戻ってこられない方々に対して本当に失礼な話だと思うんですよ。こうやって聞いてもなかなかその全容が見えてこないという部分も、住民にとっては非常に不安なところもあると思いますんで、やはり住民の皆さんにも情報を公開することで安心させる部分もあると思うんですよ。ですから、ぜひそういう意味では、町が持っている計画等々を、情報を明らかにしていただきたいというふうに思います。

ほかに質問あったんですけど、なかなか数字が出てこないんで、この第1問目の質問については終わらせていただきます。

次に、小・中学校の教室の冷暖房設置についてお伺いしますが、教育長は決して精神論ではないんだと、全国的な事例も見て、こういう結果が出るから、今のところ設置が不可能なんですよということですが、じゃあ再度お伺いしたいと思いますけども、教育委員会として、じゃあ長与町に設置した場合にどれくらいの費用がかかるかというふうな試算はしてみたんでしょうか。

議長 (山口経正議員)
教育委員会総務課長。

教育委員会 (森川敏幸君)

総務課長 議員さん言われるように、町内の学校施設の普通教室、特別支援学級に冷暖房化をした場合の試算をしてみました。そうすると、普通教室、特別支援

教室に配置した場合の概算工事費が約4億6,500万ほどになります。それに対するランニングコストが、年間約1,000万ほどふえるような形になってきます。以上です。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

それで、教育長は前回、今のところはというふうな回答をされました、今のところは設置を考えていないけども、必要な状況ならば議会にも相談していきたいというふうに。教育長が、じゃあ必要と思うというふうになる条件というのはどういうものですか、伺いたいと思います。

議長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)

きょうの答弁ですか、今のお話は。前回ですね。前は多分夏で暑くてということで、扇風機はどうかというような、せめて扇風機でもという、そういうやりとりがあったかと思いますが、前は確かに冷暖房はもう厳しいだろうと、今言ったような億単位の金でございますしね。でも、扇風機だったら手の届かないところじゃないなと思いつつも、果たしてその効果はということで県下の状況を調べた結果なんですけども、じゃあどういう状況かという、その想定されるというのは、確かに今、平均気温が若干上がっている、これがさらにこの速度で上がっていくとか、そういうことで具体的に何度とか、あるいは量的なものでこういう状態だということはありませんけども、やはり県下の状況とか、9月に2学期が始まりますし、そういう状況の中で子供たちの活動で、これは無理ばいと、そういうふうなのを判断したことを想定しているわけございまして、具体的に数字でもって、こういう状態だということまでは説明しにくうございます。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

今の答弁で、財源がかかって大変だということですが、そういう状況、例えばもう9月が、2学期が始まる中でもう大変暑くて大変だつてなると、財源のこともあるけども、やっぱり設置したほうが良いというふうな判断をするわけですよね、そのときにも当然財源はかかるわけですよね。と考えると、私はやっぱりもう設置する方向で検討しながら、じゃあどうやってやっていくかというふうな議論をしていくほうが前向きかなと思うんですよ。温度が上がりすぎて大変だ、もう子供たちが悲鳴を上げてると。じゃあ設置せんばいかんと言われたときも同じ金額がかかるなら、じゃあどうやって財源を検討していくかというところで、そういう検討をする必要があるんじゃないかなと、今のところ考えてないんじゃないかと、じゃあどうやってつけていこうかというふうなですね。

私もいろいろ調べてみたんですけども、確かに一遍につけるといのはか

なりの金額がかかります。当然もうお調べになっていると思うんですが、埼玉県の上尾市では、これがいいか悪いかは一つの例として判断していただきたいと思うんですけども、いわゆるリースでこの冷暖房を設置すると。ここには小学校が20校あるんですけども、購入すると約10億かかると。リースだと8,000万でできたと。リースच्छゅうのはずっと契約、借りていくわけですから、そこもいろいろ課題があるかもしれませんが、財源がかかるというならば一遍にじゃなくて、ある校はリースで検討しながら、ある校は設置していくと、そういうのを順次やっていくと一遍にかかる費用はそう、年間かかる費用は、ランニングコストは当然出てきますけども、私は、そういう意味では、どうやって設置していくかというふうな検討をできないものかなというふうに、ちょっと再度お伺いしたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)

今、議員おっしゃる、単年度の持ち出しの額を小さくすれば不可能ではないんじゃないかなと、そういうことだろうと思いますけども、例えば、全然話が違いますけど、ドバイの日本人学校で、ここは体育館にもクーラーが入っていると。それは何でかっていったら、もう外で40度になるということで、とても活動できないと。そういうことだったらもう早急にという、そういう気持ちありますけども、今はこれが、平均気温が1度、2度ぐっぐって上がっていくっていうことは、経験上から想定も今のところしておりませんので。

今のようなリース云々ということを考えなくもないんですけども、例えば今、学校には、各学校、小・中学校にあるパソコンだってリースしてるんですよね。これ、相当の額がかかっているんですよね。ですから、一つ一つの価値をはかるけども、やっぱり優先順位とか、絶対必要不可欠だとか、そういうものを優先せざるを得ないという状況で、先ほど森川課長が言ったように額は出してみまして、もし導入するとしたらこれ単年度じゃ無理よねと、最大に補助もらってもこれ無理よね、じゃあリースにしたらどうだとか、そういう話はしてはいるんですよ。でもなかなか、まだ図書館だってありますし、そういうふうに思って、要するに優先順位いいでしょうか、そういうことを考えているところでございます。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

その辺は見解の相違かもしれない、私はこの優先順位からすると、小・中学校のエアコン、冷暖房設置च्छゅうのは非常に優先される順位かなというふうに思います。

既に御承知だと思うんですけども、通告文にもありましたけど、福岡市では全校つけると。やはりこれ調べてみますと、各学校が今もう設置を、当初

はやはり、何でしょう、こういう発言をしていいかどうかはわかりませんが、甘やかすなどか、そういう声もありました。特に我々の時代はそういうのがなくて、暖かくて当然だというふうな声もあったようなお話聞きますけども、やっぱりそれじゃもう済まされないということで、福岡市の市長も当初はそういうふうな発想があったけども、もうこういう環境が変化した中では必要だというふうに、やっぱりそういうふうになってますんで、各全国のそういう自治体がそういうふうな方向になっているという中では、優先順位がやっぱりこれは上がってきているんじゃないかなというふうに思います。

私は、先ほどのリースの例も言われたんですけど、なかなか財源のほうで、結局もとに戻りますけども、たくましく、忍耐強くというのは精神論なんじゃないんだと、いろいろ学校、ほかの地域も調べてみると、財源がこれだけかかるんだと、だからなかなか難しいんですよというふうな教育長からの答弁だったと思ったんで、そういうんでも上げたんですけども、ですから、いづれにしても、私はこれは設置しないという形にはならないと思うんですよ、当然ほかの自治体でも設置に向けての協議がされてる。だから、昨日でしたか、時津町でもやはり同じような質問が出て、時津町の教育委員会ではその設置に向けて、特にPM2.5の影響も考えると設置に向けて検討しましょうかねという、当初はやっぱりそういうふうになかなか難しいというふうな答弁だったのが、変わってくると。

だから、どこの自治体も、これは設置はせんで何とか乗り切れるよというふうな状態じゃないと思うんですよ。ですから、私は設置に向けてのやっぱり検討、お金もかかります、いろんな準備もせんばいかんと。先ほどの図書館の話も出ましたけども、やはりそれをやるにはそこに一定の年数がかかるという意味では、どうやってこれを、特にPM2.5の影響なんか、夏場はそう飛散しないというふうな、そういうデータも出てますけども、これはわからないですたいね、どういう状況になるか。夏の暑い中で、室温が35度を超える中でですよ、窓を閉めての授業っちゅうのはもう不可能ですよ。そういうことも考えると、じゃあ、そこら辺をどうやって対策をとっていかというのは当然考えんばいかんところですから、私は今は考えられないんじゃないなくて、今からやっぱり設置に向けて検討したいというふうな方向性をぜひ出していただきたいというふうに思いますけども、再度お答えをいただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

今は考えられないっていうより、財政的に厳しいっていうことを私は言っているわけですね。福岡市はですよ、福岡はPMが主な要因のような感じがするんです。先ほど議員さんは、埼玉、群馬の話されてますけど、向こうは夏場の温度ですよ、沖縄よりも平均温度高いんだそうですよ、群馬あたりはね。だから、そういう経緯がありますが、異常気象もあるし、PMの問題もありますし、これは今後とも検討はしてまいりたいと思います。設置し

ないとは言っているわけじゃございませんで、状況を見ながら考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

状況を見ながらということですけども、先ほども言いましたように、全国的にこれ、やっぱりそういう背景で進んでますし、教育長も答弁がありましたけど、国の補助も3分の1、これもなぜこういうふうな制度が生まれたかという、やはり全国的にそういう設置が望まれてるというふうな対応から国が3分の1の補助をやっているみたいですし、環境としては、設置に向けての環境が整っているわけですたいね、今が、いわば。やっぱりこういう国の補助も活用しないと、補助がなくなる時点で設置をするってなると、それほどその分、行政の持ち出しが必要になってきますし、私は、この異常環境をつくった原因というのはやはり今の私たち、現役世代も含めてですけども、その大人の責任があると思うんですよ。全国的にも山を削り、海を埋め立て、町中をコンクリート詰めにして、そういう中で日常の温度が体温より上がるというふうな環境をつくった、そういう中で、いや、子供は元気にたくましく育てることが重要なんだというふうな、そういう問題じゃなくて、やっぱり大人がこういう環境をつくった責任として、やはり子供たちの環境を整えるというのは重要な課題だというふうに思いますので、教育長は設置に向けて検討するという事ですから、ぜひ要望としては急いで検討していただいて環境を整えていただいて、何かの条件を待つんではなくて、設置に向けて方向性を示していただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長 (山口経正議員)

場内の時計で15時5分まで休憩します。

(休憩14時50分～15時05分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順14、安藤克彦議員の、①コンビニの活用による行政サービスの向上について、②循環型社会・廃棄物行政についての質問を同時に許します。

6番、安藤克彦議員。

6番 (安藤克彦議員)

皆さん、こんにちは。早速ですけれども、始めたいと思います。

今回の通告書は、前段を省略しまして、簡潔な形で提出させていただきました。答弁におきましても、明瞭簡潔にお願いできればと思います。では、始めたいと思います。

まず、大きな1番目としまして、コンビニの活用による行政サービスの向上について質問したいと思います。

1番目、コンビニとの連携など、現在の取り組み状況をお伺いします。

2番目に、コンビニにAED(自動体外式除細動器)の設置を推進できな

いでしょうか、お伺いいたします。

3番目に、コンビニで町税の納付ができるようにならないでしょうか。

4番目に、コンビニで住民票の写しや各種税証明書が入手できるようにならないでしょうか。

大きな2番目としまして、循環型社会・廃棄物行政について、いわゆるごみの行政についてお伺いいたします。

1番目、拠点回収される資源化物量の推移はどのように変化していますか。

2番目に、資源化物の常設拠点回収場所の利用状況はどのようになっているのでしょうか。

3番目に、常設拠点回収場所の追加設置は計画していますか。

4番目に、粗大ごみの現状について問題点は何でしょうか。

5番目に、斉藤郷に建設されている熱回収施設、いわゆるごみ焼却施設稼働に伴い、分別方法はどのように変わるのでしょうか。

以上、よろしくお伺いいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、安藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、コンビニとの連帯等、現在の取り組み状況を伺うというところでございますけども、水道局においては、平成23年3月より、水道料金、下水道使用料のコンビニ収納を実際実施をしております。全国のコンビニで、24時間、年中無休で納付ができ、翌営業日には入金の確認ができることから、住民の利便性の向上と滞納者に係る効率的な徴収事務において効果を上げておるものと思っております。

2点目の質問でございますけれども、地方自治体からの手配により、コンビニエンスストアにAEDを設置する事例は、県内にはまだないようであります。他県においては実例があります。コンビニ事業者との協議の上、主に24時間営業の店舗に、自治体の負担によりAEDを設置する事例があるようでございます。AEDが必要な傷病者が発生した場合、その場に居合わせた方が救命措置をとっていただけるようにという有効な取り組みであると考えられますので、今後、コンビニとの連携策の一つとして検討をしてみたいと考えております。

3点目のコンビニでの町税の納付ですけれども、平成27年度より稼働の新基幹システムにおいて、コンビニ収納にも対応しておりますので、できるだけ早く開始できるように準備を進めてまいりたいと考えております。

4点目の御質問でございますが、コンビニ交付は、現在、国においても推進している施策の一つとなっております。全国では、ことしの1月現在で81の市町、九州、沖縄では7つの市町が実施しておりますが、長崎県内ではまだ実施されていない状況です。コンビニ交付のサービス内容につきましては、各市町によって内容に若干の違いがありますが、住民票、印鑑証明書、各種税証明書などを中心に行われているようでございます。

この方法は、住民の利便性の向上、または幅広い生活圏での利用が可能となり、より生活に密着した行政サービスとなるものと捉えております。特に長与町におきましては、長崎市等の町外に勤務地を持つ人が多いことから、勤務地の近くのコンビニで行政サービスが受けられるということになり、有用なものになるのではないかとこのように考えております。

御案内のように、国においては、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が平成28年1月に始動するという計画で進められておりまして、この機を境に全国的なコンビニ交付サービスが増加していくことが予想されますので、長与町におきましても、マイナンバー制度の開始によるコンビニ交付実施の動向等を注視をしながら、実施に向け調査研究を進めていきたいというふうに考えております。

大きな2番目でございます。1点目の拠点回収される資源化物量の推移につきましてです。過去5年をさかのぼりますと、平成20年度が657トン、平成21年度が724トン、平成22年度が629トン、平成23年度が605トン、平成24年度592トンで、民間業者によります資源化物の回収等ともあり、平成21年度を除き、年々減少してきたところでございますけれども、今年度は596トン程度を予想しているところでございます。

2点目の資源化物の常設拠点回収場所の利用状況につきましては、平成23年9月より、水道局1階EM倉庫、ふれあいセンター、北部多目的研修集会施設の3カ所でスタートをしたわけでございますけれども、昨年12月にはさらに南交流センターにも設置をし、利用状況も順調に推移をしているところでございます。平成24年度と25年度の1月末現在で比較をいたしますと、利用者数が平成24年度で351名、平成25年度が848名、2.4倍の増でございます。資源化物回収量が、平成24年度では4,495キログラム、25年度が1万2,062キログラムで、2.7倍の増ということでございます。

3点目の常設拠点回収場所の追加設置につきましては、地球温暖化対策を初めといたします環境問題、または地域コミュニティーの活性化につながりますこの資源化物の拠点回収を継続していく中で、学校や仕事等の都合により、決められた日、決められた時間に資源化物を出すことが難しい方のために、常設の回収拠点の設置を行ってきたところでございます。

今後も、保健環境連合会との協議、連携を図りながら、適宜増設を行い、さらなる負担軽減を図ってまいりたいと考えています。

4点目、粗大ごみの問題点でございますけれども、粗大ごみに分類されなかった通常のごみや資源化物が分別されないまま出されたり、家電4品目やタイヤ、スレート、外装板などの建設廃材が出される状況もたびたび見られております。各自治会の皆様には多大な御助力をいただきながらこの粗大ごみの回収は行われておりますが、いまだにこのような状況が散見されているところでございます。町といたしましては今後も、ごみステーションを含めたところでのごみ出しマナーの啓発を根気よく行ってまいりたいというふうに考えております。

また、年2回の回収では足りない、有料でもいいので取りに来てほしい等の御要望をいただくこともあり、現在、環境施設組合を含めました構成町会議においても議題としまして、研究を進めているところでございます。

5点目のごみ焼却施設稼働に伴う分別方法の変更につきましては、環境施設組合と長与、時津両町により定期的に協議を重ねてまいったところでございます。その結果、熱回収施設の稼働にあわせて分別収集品目の統一を行うことを確認をいたし、準備を進めているところでございます。

現在、両町の分別収集において異なる部分といたしましては、容器包装以外のプラスチックがございまして、長崎市へ可燃のごみ処理委託協議の中で、プラスチック類は焼却対象物ではないとのことから、長与町ではその他のプラスチックとして、別に収集日を設けての分別収集を行い、時津町では不燃ごみとして分別収集を行っています。加えて、革やゴム製品等の可燃性ごみがございしますが、これらは両町ともに不燃ごみとして分別収集を行っているところですが、これらの分別収集方法を統一し、可燃ごみとして分別収集を行うよう現在進めております。それを受けて、本町では、その他プラスチックの収集日を活用することで、ペットボトル及び不燃ごみの収集日数を月1回から月2回にふやす方向で検討をいたしておりますので、決定次第、広報等で周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長
6 番

(山口経正議員)

安藤議員。

(安藤克彦議員)

それでは、再質問に移らせていただきます。

コンビニの活用による行政サービスの向上にということで、まず1番目の、コンビニとの連携と、上下水道のいわゆるコンビニ納付の件が上げられておりました。これは小さな3番とかかわることですので、後でちょっとお伺いしたいと思います。

2番目に行きたいと思いますが、コンビニにAEDの設置を検討できないかということですね。当然、町長答弁にもありましたけれども、費用は行政負担でということで私は申し上げておりました。そのようにお酌み取りいただいで助かります。

じゃあ、まずちょっと確認をしていきたいんですけども、現在、町が管理しているAEDの数ですね、これをお示しいただけますでしょうか。

議 長
総務課長

(山口経正議員)

総務課長。

(古賀 洋君)

私のほうからお答えさせていただきます。

総務課において各課所管課に紹介をし、それぞれの施設でAEDを設置している箇所について調査をいたしております。これは県に報告する形のデータになりますけども、まず、例えば役場庁舎とか小・中学校、これらは町が設置して管理をしている施設ということで捉えていただきたいんですけど、そういう箇所が22カ所ございます。それから、それとは別に私立の認可保

育所や私立の幼稚園に対して、町の補助金で設置をお願いした箇所が13カ所ございます。合わせて35カ所が、町が直接または間接的に関与しているケースだというふうに御理解いただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)
安藤議員。

6番 (安藤克彦議員)
35カ所ということですので、では、それでは、そのうち24時間利用できるAEDは何カ所でしょうか。

議長 (山口経正議員)
総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)
安藤議員さんの御質問の趣旨が、24時間、コンビニについての趣旨での御質問だと思いますが、残念ながら庁舎以外の施設が閉庁する時間帯がございますので、役場の庁舎ですと24時間、何らかの形で警備員の対応とかもできますので、庁舎だけというふうに考えていただいて結構です。

議長 (山口経正議員)
安藤議員。

6番 (安藤克彦議員)
私もこの一般質問を通告するに当たりまして、全てではありませんけれども、調査させていただきました。確かに役場の庁舎が24時間利用が可能かなと思いますが、もう1カ所、実は私、見つけたんですよ。教育委員会が所管の部分だと思うんですけども、御存じでしょうか。

議長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)
南小の会長さんの学校ではないでしょうか。

議長 (山口経正議員)
安藤議員。

6番 (安藤克彦議員)
たまたま偶然なんですけれども、私は全ての学校がああいう形かなと想定をしておりました。いつも私、自分の近隣校でありますし、よく通う場所ですので、あれが基本なのかなと思っていたら、実はそうではないようなんですよね。昨日も中学校、小学校、昨日は見に行ったんですが、見せていただいたんですよ。

議長 (山口経正議員)
総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)
じゃあ、民間も含めて、今度24時間使えるAEDというのは把握されていますでしょうか。民間といっても、当然先ほどの私立13カ所は除かれると思うんですけども、心当たりはどうでしょうか、役場の職員の方として御存じでしょうか。

議長 (山口経正議員)
総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

議 長

今すぐ思いつく施設はございません。

(山口経正議員)

安藤議員。

6 番

(安藤克彦議員)

AEDの認識というのは大体こういうもんじゃないかなと、これは一般の方も一緒だと思うんですよね。

もう一つ、済みません、試すようでいろいろ申しわけないんですけども、これはAEDがどれだけ周知されているかということをやっと検証してみたいと思うんですけども、役場のAEDがどこにあるかというのを、実は職員の方に私、尋ねてみました。ここの前にお座りの方にも、御協力をいただいた方も数名いらっしゃると思います。その中の回答で、3パターンに分かれました。的確に答えられた方、設置場所は当然1階の受付の横に赤い箱が置いてあると思います。次の答えが、多分1階のどっかにあると思いますという答えですね。3つ目は、残念ながらわからないという回答です。傾向としましては、年配の方ほど正答に近かった答えを得られました。

ここで議論したいのは、庁舎内のこういった皆さんが知らないという問題じゃないんですよね、これは住民の方も同じような状況に置かれていると思うんですよ。AEDは頻繁に使うものではありません、ましてや一生に一回使うものでもないんですよね。できれば使わずに、あるいはお世話にならないほうがうれしいものではないかと思っておりますけれども、平成16年7月に厚労省は一般人によるAED使用を解禁しまして、各自治体も、そして民間も積極的な設置を行ってきています。しかし、どこにあるのかわからないとか、あるいは休日や夜間使えるAEDがないですね。当然だと思うんですよね、この情報発信がどこからもできないし、実際長与町には、そんなに使えるAEDがないんですよ、夜間も。

先ほど教育長のほうから南小学校の例が出ましたけれど、確かに南小学校には外部から、いわゆる校舎内ではなくて校舎の外に設置してありますので、使おうと思ったら使えるんですけども、実際すごくわかりにくい場所にありますし、幾ら近くの方でも、あそこにAEDを探しに行こうとは多分思わないんですよね。真っ暗で暗いですし、ましてや夜のあそこというのは、すごくわかりにくい場所にあります。

AEDというのはそんなに頻繁に使うものではないということもあります。が、この装置が近くにあったから助かった、あるいは、この装置が近くがあれば助かったんじゃないかという命がたくさんあることも事実です。お金にはかえられないことなんですよ。

先ほどの町長の答弁では、すごく前向きな答弁をいただいたと思うんですけども、もう一回、今この状況を聞いて、町長、答弁をいただきますでしょうか。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田慎一君)

今、コンビニエンスストアというのは24時間対応ということで、いろんな方々が出入りをされておられるということで、このあたりは町としても連携を組んで、そういったものが対応できればいいなというふうに思っていますし、検討もしてまいりたいというふうに思っております。

議長

(山口経正議員)

安藤議員。

6番

(安藤克彦議員)

ありがとうございます。私もコンビニの方にちょっとお話を聞いてみました。費用負担が自分たちが持つとなると、確かにちょっと導入には一歩踏み込めないと、踏み込みにくいというお話がございましたが、行政側が負担してくれるならば、それは本部というのがあるらしいですけども、本部を通してもらって、そういった話を町と進めてもらえれば、積極的な協力は可能ではないかというお話もいただいております。

また、導入に際して他市町村で問題になるというか、問題になっているのが、コンビニの店員さんに対するAEDのいわゆる研修ですね、そういったのが事例が上げられているんですが、実はもう導入されている市町村はたくさんあります。その中では、あくまでも保管、管理と受け渡しだけですね、それをお願いしているという現状がありますので、そんなに難しいハードルではないと思います。

あとは確かに、私のほうから言うのはなんですけれども、お金の問題、あと町の気持ちの問題じゃないなかと考えておりますので、この点はこのぐらいにしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは続いて、コンビニで町税の納付ができないかという点ですけれども、これも平成27年度実施と捉えていいんでしょうか。そのシステムが27年に、制度に関するをおっしゃったのか、ちょっともう一度そこを明確にお答えいただきたいんですけれども。

議長

(山口経正議員)

収納推進課長。

収納推進

(中村文彦君)

課長

一応26年度から新システムの導入に向けて準備を進めてまいりました。その中で、答弁にもありますように、コンビニ収納のシステムが網羅されておりますので、その中でできるだけ早い時期っちゅうか、システムの内容とか、あと時津と共同でやる部分も大分ある、納付書とかその辺の様式的な件もございまして、協議しながら、できるだけ早く導入していきたいと考えております。

議長

(山口経正議員)

安藤議員。

6番

(安藤克彦議員)

できれば27年度当初から始めるのが一番ベストですので、納付、特に町税、軽自動車税等が最初の段階に来ますので、27年度の途中から始まってもちっと意味のないことではないかと思っております。それなら28年度からと

なると思うんですよね。もうこれも今、明確な期日がある程度出てきましたのであれですけども、現在の状況を見ると、自動車税については県税ですよね、これについてはもうコンビニ納付が可能になっている、軽自動車税は現在のところはなっていないと。利用者の方も、納税者の方ですね、も多くの方、多くの方という言い方はあれですけども、よくいらっしゃるのが普通車と軽自動車を1台ずつ家庭で抱えている方は、今まで納付には結構大変な思い、苦労、大変な思いというのはあれですけど、不便だったと思います。改善されることを願います。

その次に、コンビニでの住民票の写しとか各種税証明書が入手できるようにならなかつたという問題ですが、これにつきましても、いわゆるマイナンバー制度の導入に合わせて始められたらというお話があっています。じゃあ、これにちょっと関連しまして、現在ふれあいカードというのを発行して自動交付機での住民票を発行を行っていると思いますけれども、そのふれあいカードの発行枚数をちょっとお伺いできますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
住民課長。

住民課長 (村山和聡君)
ふれあいカードの発行枚数、約2万4,000ほどです。

議 長 (山口経正議員)
安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)
それと、もう一つ済みません、住基カードの発行枚数も教えていただけますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
住民課長。

住民課長 (村山和聡君)
1,100枚ほどです。

議 長 (山口経正議員)
安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)
これは当然、コンビニでの住民票の写しをとろうとすると、国の外郭団体のネットワークに接続しないといけないと思うんです。その際は、当然住基カードが基本になるのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
住民課長。

住民課長 (村山和聡君)
現在実施をしています団体さんにおいては住基カードがメインになっておりまして、先ほど答弁の中で申しました28年1月からという分では、いわゆるマイナンバーカードというのが国から新しく切りかわります。その分を使つての対応となります、将来はですね。

議 長 (山口経正議員)

6 番 安藤議員。
 (安藤克彦議員)
 ちなみに、大体予算的、導入に関する試算は行ってますでしょうか、どの
 くらいかかるか、よろしくをお願いします。

議 長 (山口経正議員)
 住民課長。

住民課長 (村山和聡君)
 具体的な長与町における試算というのは行っていませんけども、現在行わ
 れて実施をしてる団体の平均値といえますか、で申し上げれば、初期の導入
 費用が約 2,870 万、それからコンビニエンスストアに対して支払う住民
 票 1 件についての金額が 120 円、それから、LASDEC といまして、
 先ほど申されました団体ですね、地方自治センターといいますが、そこ
 に対して町の場合は年間 100 万円の維持費がかかります。以上です。

議 長 (山口経正議員)
 安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)
 かなりの費用がかかるというのはわかっていたんですけども、長与の本町
 でもこれだけかかるというのはちょっと驚きました。多分どこの自治体でも
 進めたいけども、この費用負担がネックになって、なかなか進まないのでは
 ないかと思っております。マイナンバー制度は国によってできるということ
 で、きっと国のこれからの補助とか何か、そんなのも期待したいと思いま
 す。これにつきましては、マイナンバー制度の施行に合わせて、また私のほうか
 らお聞きしていきたいと思っております。
 それでは、大きな 2 番目の循環型社会・廃棄物行政についてお伺いしたい
 と思えます。

議 長 (山口経正議員)
 生活福祉部理事。
 生活福祉部 (益富雅彦君)
 理事 答えいたします。おっしゃられるとおりでございます。
 議 長 (山口経正議員)
 安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)
 というと、平成 24 年度は、自治会から回収された分はこれから 4 トンぐ
 らい引いていいわけですね、4.4 トン、4.5 トンですか。それと、平成 2
 5 年度については 12 トンですか、を引いた形になると、自治会で回収され

た分と捉えると平成24年度は588トンぐらい、それと25年度については584トンですか、となると思います。ということは、この数字を見てみると、自治会での資源回収の量というのは微減傾向かなと捉えることができますし、今年度につきましては微増であると捉えることができると思います。済みません、違いますね、全体像ですね、全体の資源化物の回収量は微減傾向で、今年度は微増である、そして、自治会拠点だけ見ると減少傾向が続いていると、ちょっとごちゃごちゃしましたけども。

答弁の中にもありましたが、民間業者による回収の影響というのは私もすごく感じるところであります。大きなトラックで回収業者が、新聞とか雑誌だけでなく、空き缶ですね、や古布というんでしょうか、ウエスに使うような布も回収をしておいて、それを玄関先に置いておくとトイレトペーパーを残しておいてくれるという、すごく、昔のいわゆるちり紙交換という感覚なんでしょうか、でありますね。また最近では、最近というか、結構前からですけども、新聞の販売店の回収というのも行われているようです。

各自治会では、やはり循環型社会の形成に多分理解を示していただいて、努力をされて、ごみ捨てに、ごみ捨てというか、その資源化物を持ってきてくださった方に自治会の拠点回収ではごみ袋を配ったり、あと、同僚議員の自治会では箱ティッシュですか、を配布したりというのを、そこまでは知っているですけども、ほかに自治会で何かそういったことを積極的に取り組まれている事例というのは何かないでしょうか。また、町として何らかの手だてというのはできないでしょうか。ちょっとお伺いします。

議長 (山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部理事 (益富雅彦君)

対応策といたしましては、今、議員さんがおっしゃられるようなティッシュでありますとか、ごみ袋でありますとか、そういうことをしていただいて、大変御協力をいただいているところでございます。町としまして、そのほかの対応ということになりますと、いつも御説明を申し上げますけれども、負担軽減策の一つとしまして、自治会独自の取り組みといたしまして、車を自治会で自治会の皆さんが出していただく、その車に対します、もうわずかなものでございますけれども、ガソリン代として1台当たり1,000円で、月に1自治会当たり3,000円までということで今、助成をさせていただいているところでもございます。

それともう一つ、今考えている分につきましては、今年度から取り組んでおります牛乳パックを利用いたしましたトイレトペーパーですね、その分につきましては今年度、予算増額をお願いをいたしております、多目に作成をする予定にいたしております。それも利用した形で、ちり紙交換みたいなことでは考えておりませんが、何らかの形で自治会の皆様方に御利用いただいて、その「ふわあっち！」と申しますけれども、トイレトペーパーでもって自治会の皆様に啓発をしていただきたいというふうに考えております。以上です。

議 長

(山口経正議員)

安藤議員。

6 番

(安藤克彦議員)

トイレットペーパーを各自治会に啓発用に配布していただけるということで、すごく前向きないい取り組みではないかなと思っております。そうですね、もういい答えがいただけましたので、次に進みたいと思います。

3番目の常設拠点場所の追加設置についてお伺いしますけれども、ここで私から町長にちょっと答弁をいただきたいんですが。増設場所として、唐突なんですけれども、庁舎玄関横に回収場所を設置してはいかがでしょうか。今、ちょうど国体の看板があるあの裏あたりですね、あそこに設置をしてはいかがでしょうかかなと思っているんですけれども、唐突な質問ですけれども、よろしくお願ひします。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田慎一君)

ちょっと私、全然考えてなくて、いきなりそういった質問でございますけれども、今、出てますように、啓発という面では確かに効果的ではないかなとは思いますが、玄関先ということでいろいろ事情もありますでしょうから、検討させていただきたいと思っています。

議 長

(山口経正議員)

安藤議員。

6 番

(安藤克彦議員)

限られたこの場で、少し町長を説得してみたいと思うんですけれども、現在の常設拠点というのは、ふれあいセンターとか交流センターなど、施設を利用される方が主に使われているケースがあるようです。北部多目では住宅がもう横にあるということで、その近くの方が歩いて持ってこられるということで使われているケースも多いようです。もっと言えば、特に南交流センターとか、まだ多分皆さんが場所を知らないこともあるのかもしれないし、あそこはすごく交通の便が悪いというか、近隣近くには歩いていけるぐらいにはちょっと住宅が少ないんですよ。ということで、わざわざ常設拠点に捨てに行く方というのは少数派ではないかなと思っております。

常設拠点に行かずとも役場に用事があるついでに、玄関に入る前に捨てることができる。現在EM倉庫のところ、水道局の裏ですね、にもあるんですけれども、そちらに捨てるには環境対策課の窓口を一回通さなければいけないということがあるようです。今、玄関の前というお話があったんですけれども、町内にもありますけど、スーパーを想像していただきたいんですよ。スーパーの資源回収ボックスというのは、スーパーの必ず玄関にございます。利用状況を見てみると、買い物ついでに少量でも持ってきて、気軽に捨てられると、これってすごく大切なことだと思うんですよ。あれが、わざわざ店員さんに一声かけてスーパーの裏に捨てに行くとすると、きっとみんな面倒がって、捨てに行かないんじゃないんでしょうか。

そして、先ほど町長の答弁の中にも出てきて大変うれしかったんですけども、一番の利点というのは、本町が分別回収に真剣に取り組む姿勢をアピールすることだと思うんです。庁舎の玄関というのは、他の市町村からのお客さんや他県からの来客が必ず通る場所です。また、これからの時期、多くなると思うんですけども、他市町村からの転入されてきた方に対しても、きっと目につく場所だと思うんですよね。現在では、ロビーでゴミ処理に関するビデオを見て、ゴミカレンダーですか、をいただいて、本町の取り組みを窓口で丁寧に説明されていると思うんですけども、ぜひあそこを、玄関の横を見てくださいと言えば、今すごく、何ですか、各拠点ではきれいにしておみを出されますよね、瓶も缶も本当に、瓶なんてそのまま使えるんじゃないかというぐらい、きれいにしておみを出される方が多いようです。そういった姿を見ていただくことによって、長与町に住んでいただく方に本町の取り組みを体験していただく、理解していただくいい教材になるんじゃないかなと思っております。

それでは、この件についてはちょっと検討いただくということで、また唐突な質問に答えていただいてありがたいと思うんですけども、担当課のほうにお聞きしますけれども、この取り組みに当たって問題点というのはどういったことがありますでしょうか、今わかれば、わかる範囲でお答えいただけますか。

議 長 (山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部理事 (益富雅彦君)

所管としては、もう大変ありがたい御質問かなとも考えております。拠点回収の啓発の面につきましても、おっしゃられますように、非常に効果的なものがあるんだろうと考えます。町長、検討しますと申されてますので、いろいろ申し上げるのはあれなんですけれども、一定そういう啓発の面もございまして、一つは役場の顔という部分もあるのかなということもちょっと考えます。

役場トータルとしてふさわしい場所がもう少しないかなというのも検討してみたいとも思いますけれども、今、水道局の1階のEM倉庫ですね、あそこの利用率も以外と利用があっています。そして、環境対策課を経由しなければというお話なんですけれども、うちの職員は物すごく腰が軽くて、窓口に来られたらもうすぐごみを持って、そこまで走って行って置いてきてくれます。そういうことで、何遍も見えられているお客さんも多分あるんだろうと思っています。そういう意味においては、もう少し検討をさせていただきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

重々承知の上で質問させていただきました。ただ、先ほども申し上げているんですけど、やはりもっともっとたくさんの方に利用していただくために

はということですね、それと啓発の面ですよ、その点を考えるとどうかなと。あと、玄関というお話、玄関だから、確かに玄関だからというお話もあると思うんですけども、やっぱりスーパーの玄関にもあるんですよ。もう店名は出しませんが、私の住む近くには、本当に入り口のここはごみの、ごみというか、資源化物を入れるメッシュの箱っていうんですか、あれがたくさん並んでます。それを、でも、たくさんの方が捨てに来て、お客さんもたくさんいらっしゃいますので、いろいろな事情もあると思いますが、御検討いただければと思います。

最後になりますけれども、粗大ごみの現状についての問題点についてお伺いします。

通常ごみ、資源ごみが混入されるというお話でした。また、家電4品目ですね、あとはタイヤとか建築資材が粗大ごみに出されていると。これはいわゆる産業廃棄物扱いになるんですか、ちょっと詳しいことはわかりませんが、当然、答弁の中でも触れられておりましたけれども、有料化、個別回収ですか、平成17年の5月に環境省が「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的推進を図るための基本的な方針」という、この長い方針を示しておまして、この中で大事なものは、市町村は一般廃棄物処理の有料化を推進すべきとうたわれております。これは当然、市町村の裁量までを縛るものではありませんけれども、本町でもステーション回収品はごみ袋に入れるという形で処理料をいただいております。あと、拠点回収されるものは、廃棄物というよりも逆に有価物という形、資源という形で、スタンスで捉えられているのではないかと理解しております。

問題は、先ほどから申し上げる粗大ごみなんですよ、これがいまだ無料で回収されるというのは、私は時代に即していないのではないかと感じております。例を挙げてみますと、まず1つ目が通常ごみ、資源ごみが混入される。先ほどあった、本来は袋に入れて処理料を払っていただいて捨てるべきものが、粗大ごみの集積場というんですか、あそこにぽんと出されることによって、町民が本来払うべきでない人が負担をしてると。

それと、ありましたけれども、家電4品目とタイヤとか建築資材等は当然産業廃棄物だと思うので、これは排出者が負担すべきものですね、これについても。

あとは、これは実際、私がもう目撃したことのなので申し上げていいと思うんですけども、町外からの持ち込みもあっているようです。私も実際にその持ち込んだ人とお話をさせていただきましたので、これはもう事実としてあっております、件数はわかりませんがね。

それと、あとは、これも町は看板を立てて警告じゃないけどお知らせをしているんですけども、有価物の、つまり最近の金属が高くなったということで持ち出しですかね、もあっているようです。多くの自治会が、前の日の夕方とか昼ぐらいから翌朝回収まで夜を挟むもので、夜中に結構捨てるとか、あるいは夜中に持っていくとかというケースが多くあっているんですよ。当然、出した廃棄物というのは、本人が費用負担をして処理をするというの

が私は当然の原則だと思うんですが、今の状況を見てても、出した人以外が多く負担をする部分というのもあるのではないかと考えております。

ごみ減量化の面からも、答弁の中であった有料化、個別回収について一部組合ですかね、と協議を行ってるということですが、ここでちょっと一つお伺いしたいんですけども、処理については一部組合がかかわっていると思うんですけども、回収とか運搬というのは、町がこれは独自にされていることではないのでしょうか。ちょっとまずこの確認ですけど、お願いします。

議 長 (山口経正議員)

生活福祉部理事。 (益富雅彦君)

生活福祉部理事 (益富雅彦君)

回収、運搬につきましては、今、議員さんおっしゃられますように、持ち込み先はクリーンセンターでございますけれども、現状、長与町、時津町別々に回収をして搬入をしているということでございます。

議 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

そうですね、私も一部組合の議員をしております、そうだと思っていたんですけども、いわゆる処理を一部組合にお願いしているというか、任せている、それで処理に関する応分の費用負担を長与町は負担していると思っております。ですので、ここは合わせる必要は私、ないと思うんですよね。当然両町が一緒にやればいいんですけども、先行して長与町がするという方法もあると思うんですよ。長与町は有料にする、個別回収にする、これはそれぞれ、時津はしないと長与もできないとか、一緒にしないとかっていう問題ではなくて、逆に言えば、同時にするのは同時でも構わないんですけど、長与がもうこうしますよ、うちはこうしたいと、だから積極的に時津にも働きかけて導入を早くするべきじゃないかと。

いつまでも粗大ごみを無料にしておくというのも、近隣市町村でも、もう無料のとのことというのはないんですよね。長崎でも、西海でも、諫早でも、全て粗大ごみというのは有料で回収をされているんですよね。だから、やっぱり長与町に持ち込まれるという部分もあるのではないかなと思うんです。ちょっとそこを答弁いただけますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

生活福祉部理事。 (益富雅彦君)

生活福祉部理事 (益富雅彦君)

長与町が先行してという話でございますけれども、実際のところは、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、有料化でもいいから取りに来てほしいとかいう意見もございます。それと加えまして、一部事務組合のほうでも、粗大ごみの有料個別回収についてという一般質問もあっているようにお聞きをしております。そういう中で、その答弁といたしまして、その辺の費用対効果について確認をしてみますという程度の答弁だったわけなんですけれども、今、安藤議員さんがおっしゃいますように、でき得れば、同じ施設

を利用するわけですから、長与、時津同一に始めれば良いなということで、構成町会議の中でも協議を今いたしているところでございます。性急にということにはいかないと思いますけれども、でき得れば長与、時津一緒に足並みをそろえたところで進めれば良いのかなと考えております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

当然、2町でごみの処理行政は行っているわけですが、足並みをそろえるのはいいと思います。一番ベストがそれです。でもというわけじゃないですけども、長与の気持ちを、長与がやりたいと伝えて、もう2町しかないわけですから、逆に言えば合意は簡単だと思うんで、もっと早くできると思うんですよね。

実はこれを有料にするという上で、経済の状況、あるいは消費税の増、いろんな使用料の増というの勘案される部分があるではないかと思っています。いろいろな社会的な背景があるにしろ、自分が出したごみは自分でお金を出して処理を最終的にはしていただくという、やはりもうこれから時代はそういう時代じゃないと、いつまでも町が何でも負担しますよでは私はいけないのではないかなと思っています。さらに、それによって、ごみを減らす努力を住民の方がしていただけるようになるのではないかと思っています。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 (山口経正議員)

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 15時56分)